

新市建設計画

平成17年2月
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

平成26年12月変更
深谷市

令和元年12月変更
深谷市

目 次

序 章 計画策定の方針

第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の期間	1
第4節	住民意向の反映	1
第5節	計画策定の基本的事項	1

第1章 1市3町の概況

第1節	位置と地勢	2
第2節	気 候	3
第3節	面 積	3
第4節	人口・世帯	4
第5節	産 業	4

第2章 合併の必要性

第1節	国・県の取り組み	8
第2節	社会潮流からみた合併の必要性	9
第3節	地域特性からみた合併の必要性	11

第3章 合併により期待される効果

第1節	合併により期待される効果	13
-----	--------------	----

第4章 主要指標の見通し

第1節	人口の見通し	17
第2節	世帯の見通し	18
第3節	就業人口の見通し	18

第 5 章 まちづくりの将来像

第 1 節	まちづくりの基本理念と将来都市像	20
第 2 節	都市における都市構造の方向性	25
第 3 節	まちづくりの基本方針	27

第 6 章 主要プロジェクト

○循環型社会形成プロジェクト	46
○健康・福祉総合拠点プロジェクト	46
○子育て環境推進プロジェクト	47
○市民ひとり1学習、1スポーツ推進プロジェクト	47
○広域連環都市圏形成プロジェクト	48
○市内15分道路網推進プロジェクト	48
○鉄道輸送力の増強促進プロジェクト	49
○地域情報化推進プロジェクト	49
○インターチェンジを活用した産業活力再生プロジェクト	50
○うるおいと安らぎを実感できる美しいまちづくり推進プロジェクト	50
○すべてにやさしいユニバーサルデザイン推進プロジェクト	51

第 7 章 新市における埼玉県事業の推進

第 1 節	埼玉県の役割	52
第 2 節	新市における主な埼玉県事業	52

第 8 章 公共施設の適正配置

第 9 章 財政計画

第 1 節	財政計画の基本的な考え方	55
第 2 節	歳入・歳出	55

<資 料>

【第3章 合併により期待される効果】

- 1-1 合併による節減効果の試算（仮定） 1
- 1-2 国からの財政支援（詳細） 5

【第5章 まちづくりの将来像】

- 2-1 1市3町におけるまちづくりの方向性 9
- 2-2 国・県などにおける新市の位置づけ 10
- 2-3 アンケート結果からみる将来イメージ 12

【その他】

- 新市建設計画作成までの経緯 13
- 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員名簿 14

序 章 計画策定の方針

第 1 節 計画の趣旨

新市建設計画は、深谷市・岡部町・川本町・花園町の合併後の新市まちづくりの基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定するもので、その実現を図ることにより、1市3町の速やかな一体化を促進し、個性豊かで魅力ある地域社会の創造と住民福祉の向上を目指すものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

第 2 節 計画の構成

新市建設計画は、合併の必要性と効果、新市の概況、主要指標の見通し、新市まちづくりの基本方針と、これを実現するための主要事業、主要プロジェクト、公共施設の適正配置及び財政計画を中心に構成するものとします。

第 3 節 計画の期間

新市建設計画の計画期間は、合併が行われた日の属する年度及びその翌年度から20年間とします。

第 4 節 住民意向の反映

新市建設計画の策定にあたっては、住民参画の手法を積極的に取り入れ住民の声を広く聴き、計画に反映するよう努めるものとします。

第 5 節 計画策定の基本的事項

- (1) 新市まちづくりの基本方針の策定にあたっては、将来を見据え長期的視野に立つものとします。
- (2) 公共施設の適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、財政事情等を考慮しながら取り組むものとします。
- (3) 新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第1章 1市3町の概況

第1節 位置と地勢

1市3町は、埼玉県北西部に位置し東京都心から70km圏にあり、東は妻沼町、熊谷市、江南町に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県に接しています。

また、北部は利根川水系の低地で、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっています。

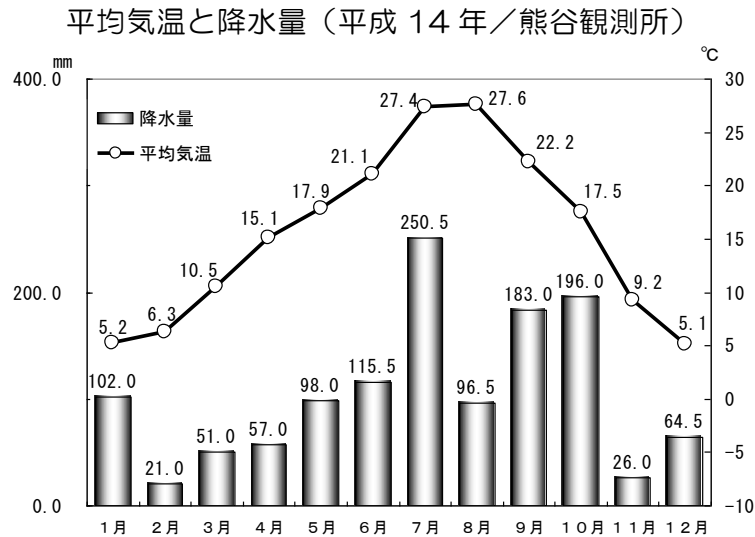
交通の面では、関越自動車道、国道17号・同深谷バイパス・同上武国道、国道140号・同バイパス、国道254号などがあり、広域間の基幹的役割を果たす道路として機能しています。また、地域の玄関口として関越自動車道花園インターチェンジが設置されているほか、嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジに近接しています。また、鉄道はJR高崎線、秩父鉄道の2路線において駅を有するとともに、上越新幹線及びJR八高線が通過し、上越新幹線本庄早稲田駅にも近接していることから、東京都心方面、上信越方面、秩父方面への交通の要衝となっています。



第2節 気 候

1市3町は、夏から秋にかけて降水が多く、冬になると北よりの季節風が強く、乾燥するという太平洋側の気候の特色とともに、内陸性気候の性格も併せもっています。

このため、夏と冬の間平均気温の差が大きく、さらに日中は暑く、夜間は涼しいという一日のなかでの温度差が大きいこの地域では、雷が多く、雷雨が夏の降水量を多くする一因となっています。



資料：埼玉県統計年鑑（平成 15 年度）

第3節 面 積

1市3町の総面積は、137.58 km²であり、そのうち田畑が 49.7%と地域の約半分を占めています。

市町別地目別面積 [平成 14 年 1 月 1 日現在] 単位：ha

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
深谷市	6,940.0	846.2	2,571.2	1,793.7	1.6	54.9	0.9	9.7	673.7	988.1
岡部町	3,059.0	396.9	1,279.1	466.3	1.8	143.8	—	1.8	266.5	502.8
川本町	2,177.0	330.5	604.8	364.2	0.4	207.5	—	10.3	111.3	548.0
花園町	1,582.0	247.2	562.2	288.2	0.1	36.6	—	16.3	68.5	363.0
1市3町	13,758.0	1,820.8	5,017.3	2,912.4	3.9	442.8	0.9	38.1	1,120.0	2,401.9
構成比	100%	13.2%	36.5%	21.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.3%	8.1%	17.5%

資料：埼玉県統計年鑑（平成 15 年度）

※ 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄道軌道ほか、遊園地などです。

※ その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園をいいます。

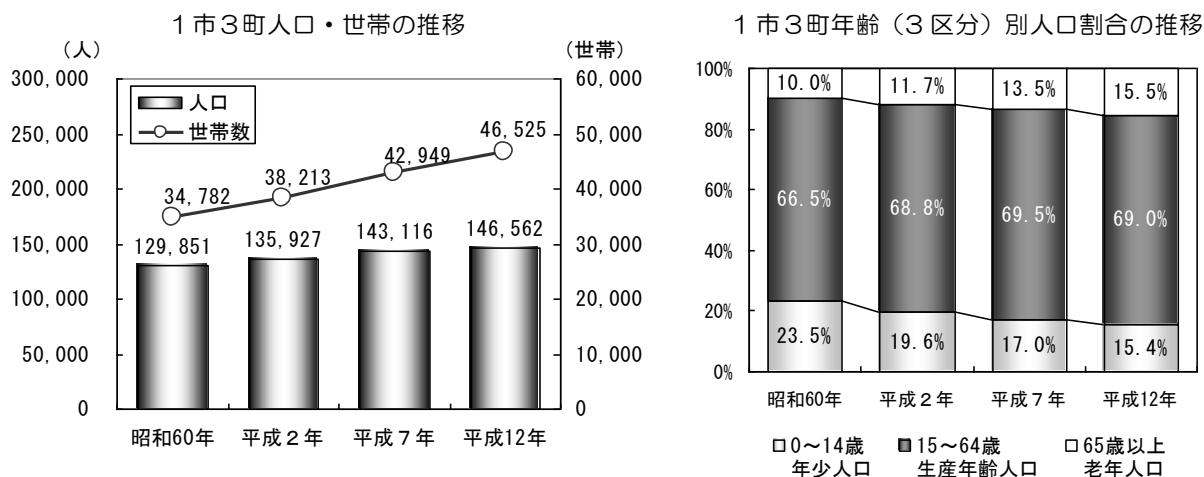
※ 地目別面積及び総面積は、小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位まで表示しているため、地目別面積の合計が総面積と合わない場合があります。

※ 構成比は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表示しています。

第4節 人口・世帯

平成12年の国勢調査によると、1市3町の人口は146,562人であり、平成7年に比べて3,446人、割合にして2.4%の増加となっています。また、年齢別人口では、昭和60年から平成12年までに、年少人口割合は23.5%から15.4%に減少し、老年人口割合は10.0%から15.5%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

世帯数については、46,525世帯で平成7年に比べて、3,576世帯、割合にして8.3%の増加となっています。



※ 人口割合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しているため、合計が100%を上下する場合があります。

市町別人口・世帯数の推移

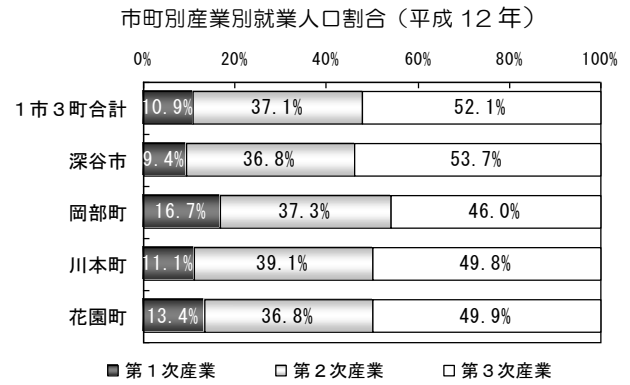
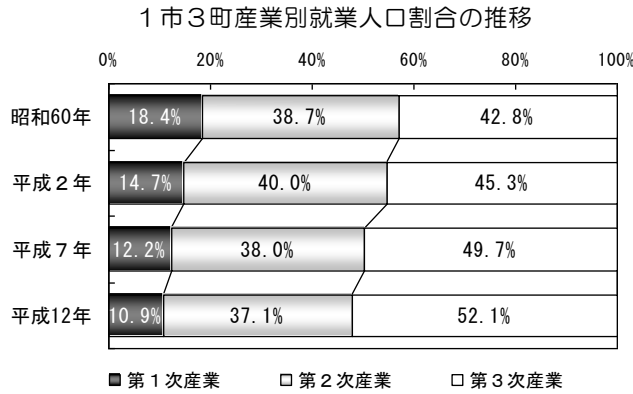
	深谷市		岡部町		川本町		花園町		1市3町	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
昭和60年	89,121	24,671	18,088	4,639	11,656	2,751	10,986	2,721	129,851	34,782
平成2年	94,017	27,419	18,423	4,882	11,751	2,894	11,736	3,018	135,927	38,213
平成7年	100,285	31,171	18,621	5,341	11,935	3,094	12,275	3,343	143,116	42,949
平成12年	103,534	33,982	18,494	5,554	11,886	3,290	12,648	3,699	146,562	46,525

資料：国勢調査

第5節 産業

1 就業人口

平成12年の国勢調査によると、1市3町の実業人口割合は、第3次産業が52.1%で最も多く全体の半分以上を占めています。昭和60年から平成12年にかけての変化の特徴としては、第1次産業は、就業人口割合が昭和60年と比べて半分近くに減少し、就業者全体の1割程度になっています。一方、第3次産業は年々増加してきていることが特徴となっています。



資料：国勢調査

※ 就業人口割合は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計が100%を上下する場合があります。

2 農業

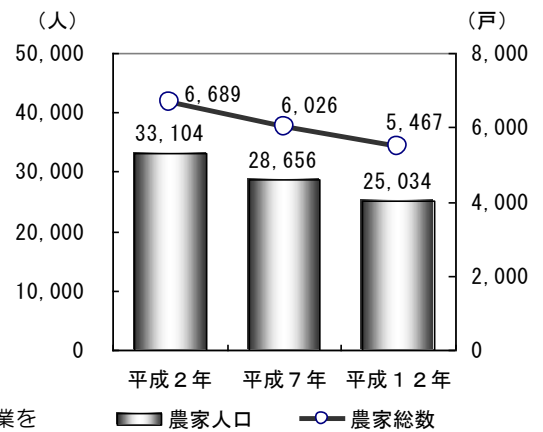
平成12年の農林業センサスによると、農業については1市3町全体で農家総数が5,467戸、そのうち販売農家は4,430戸となり、全体の81.0%を占めています。

また、農業産出額では、平成13年において県内で深谷市が1位、岡部町が2位であり、1市3町全体では、354億7,000万円の生産規模であり、埼玉県全体の農業産出額の約17.9%を占めています。農業産出額の内訳をみると、野菜が188億4,000万円で最も多く、次いで畜産が90億8,000万円、花きが54億2,000万円となっています。

市町別農家数・農家人口（平成12年）

	農家数（戸）					農家人口（人）
	総数	自給的		販売		
		構成比	構成比	構成比	構成比	
深谷市	2,966	506	17.1%	2,460	82.9%	13,371
岡部町	1,064	197	18.5%	867	81.5%	4,999
川本町	766	168	21.9%	598	78.1%	3,601
花園町	671	166	24.7%	505	75.3%	3,063
1市3町	5,467	1,037	19.0%	4,430	81.0%	25,034

1市3町農家総数・農家人口の推移



資料：農林業センサス

※ 農家とは、平成12年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯です。

※ 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物金額が50万円未満の農家です。

※ 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家です。

第1章 1市3町の概況

市町別農業産出額（平成13年）

単位：千万円

	合計	耕種								畜産		加工農産物
		米	麦類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		養蚕		
深谷市	2,216	1,947	71	17	1,372	1	471	1	14	269	×	—
岡部町	824	458	30	4	390	1	28	0	5	366	×	—
川本町	232	107	25	11	47	1	19	1	3	125	1	—
花園町	275	127	17	5	75	1	24	0	5	148	1	—
1市3町	3,547	2,639	143	37	1,884	4	542	2	27	908	2	—
埼玉県	19,790	16,340	4,530	390	8,240	530	1,980	140	530	3,430	10	20

資料：埼玉県統計年鑑（平成15年度）

- ※ 農業産出額の推計方法は、品目別産出額を次の計算によって算出し、それらを合計したものです。
品目別産出額＝{生産量（自家消費を含む）－中間生産物（種子、飼料等）}×農家庭先販売価格
- ※ 推計期間は、平成13年1月～12月までの1年間です。
- ※ 平成13年から農業粗生産額は、農業産出額となりました。

3 商業

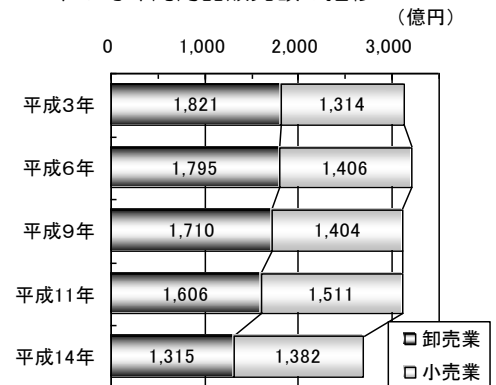
平成14年の商業統計によると、1市3町の商店数は1,559店舗、従業者数は10,260人であり、年間商品販売額は2,697億2,465万円となっています。

また、年間商品販売額の推移をみると、全体としては平成6年をピークに年々減少傾向にあります。小売業は横ばいからやや減少傾向にあるのに対し、卸売業では平成3年から一貫して減少しており、その傾向は年々顕著になっています。

市町別商業の状況（平成14年）

	商店数 (店舗)	従業者数 (人)	販売額 (万円)	1商店あたりの販売額 (万円)	従業者1人あたりの販売額 (万円)
深谷市	1,165	7,708	17,624,440	15,128	2,287
岡部町	165	877	1,605,606	9,731	1,831
川本町	113	872	5,863,941	51,893	6,725
花園町	116	803	1,878,478	16,194	2,339
1市3町	1,559	10,260	26,972,465	17,301	2,629

1市3町年間商品販売額の推移



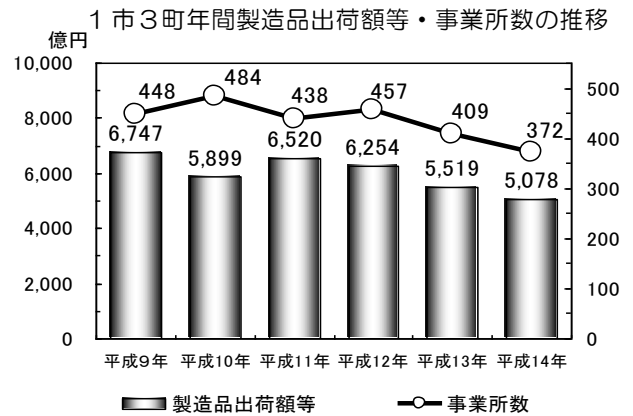
資料：商業統計

4 工業

平成14年の工業統計によると、1市3町の工業事業所数は372か所、従業者数は15,131人であり、年間製造品出荷額等は5,078億591万円となっています。事業所数及び年間製造品出荷額等の推移をみると、両者とも近年は減少傾向にあるといえます。

市町別工業の状況（平成14年）

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
深谷市	222	8,403	31,016,165
岡部町	68	2,785	8,299,894
川本町	50	2,531	6,686,882
花園町	32	1,412	4,777,650
1市3町	372	15,131	50,780,591



資料：工業統計

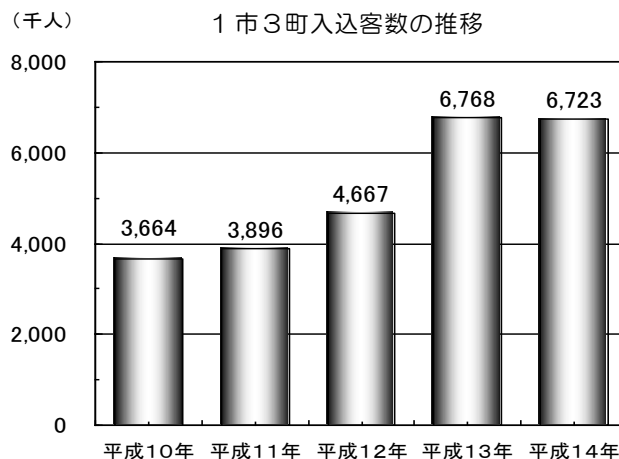
5 観光

入込観光客推計概要によると、平成14年における1市3町の観光客数は約672万人であり、平成13年では前年の約1.5倍に増加しています。また、目的別で見ると、産業観光客が約7割を占めており、次いで、遊園地客、行事・まつり見学客の順となっています。

市町別目的別入込客数（平成14年）

単位：千人

	深谷市	岡部町	川本町	花園町	1市3町
観光客数	1,534.3	2,631.3	635.1	1,921.9	6,722.6
ハイキング及び登山客	12.5	—	—	0.9	13.4
花見客及び紅葉狩り客	29.8	—	—	4.5	34.3
釣り客	8.0	—	11.5	13.6	33.1
寺社参詣及び文化財・天然記念物見学客	15.2	1.1	83.3	—	99.6
遊園地客	391.7	—	499.3	—	891.0
各種行事・まつり見学客	446.9	77.6	41.0	1.5	567.0
スポーツ客	258.1	61.0	—	64.6	383.7
産業観光客	372.1	2,491.6	—	1,836.8	4,700.5



資料：埼玉県観光振興室
「入込観光客推計概要」

第2章 合併の必要性

第1節 国・県の取り組み

1 国を中心とする合併の流れ

これまで、国と地方公共団体は、中央集権型の全国統一的・画一的な行政システムを構築し、一定の成果を上げてきました。しかし、長引く景気の低迷による厳しい財政状況や少子高齢社会への対応をはじめとした新たな行政ニーズの増大により、これまでの行政システムを見直し、分権型社会に対応したシステムへと転換を迫られています。そのため、今後の地方公共団体においては、行財政基盤の充実とともに、自己責任、自己決定の原則のもとに地域住民との連携を図りつつ、簡素で効率的な行政システムの構築が必要となっています。

こうした状況のもと、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）の改正により、平成7年には住民発議制度や議員の定数・在任特例の創設、平成11年及び平成14年には、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、税制上の特例措置の拡充、平成16年には、地域自治区や合併特例区の設置など合併を促進するための具体的な施策が明確化されました。

さらに、総務大臣を本部長とする「市町村合併支援本部」を設置（平成13年3月27日閣議決定）し、各省庁の連携施策である「市町村合併支援プラン」を決定（平成13年8月30日）するなど、政府において市町村合併の推進を最重要課題として強力に推進しています。

このたびの市町村合併は、平成の大合併ともいわれ、地方分権時代に見合った自立した行財政運営と、簡素で効率的な自治体づくりを目指すための合併であるといわれています。

2 埼玉県による合併への取り組み

埼玉県においては、住民及び市町村が自主的な合併を検討する際の基礎資料として、平成13年3月に「埼玉縣市町村合併推進要綱」を策定し、具体的な合併市町村の組み合わせや合併の効果・影響などを示すとともに、埼玉縣市町村合併支援推進会議を設置するなど、自主的な市町村合併の推進を支援しています。

また、県内の市町村合併への取り組みを促進するため、平成15年3月に「埼玉縣市町村合併支援プラン」を取りまとめ、合併重点支援地域の指定をはじめとした各種支援策を推進しています。

第2節 社会潮流からみた合併の必要性

1 地方分権型社会への対応

地方分権の推進により、今後、市町村においては、行財政を的確に運営する能力が強く求められることとなり、市町村の能力の違いが地域の行政サービスの差や活力などに直接的に影響することが予想されます。

そのため、市町村においては、より一層の主体的な行財政運営への取り組みが必要となるとともに、さまざまな権限移譲の進展により事務量は増大し、新たな分野での事務の発生や専門的な判断機会の増加なども予想されます。

このような変化に対応するためには、権限移譲に対応した職員の確保や専門的な人材の育成を図り、政策立案能力を向上するなど、地方分権に対する適切な受皿づくりを進めておくことが必要です。こうした体制の整備については、単独の市町村での取り組みには限界があることから、合併により規模の拡大を図ることで早期の対応が可能となります。

さらに、こうした合併への取り組みを分権時代にふさわしい個性豊かなまちづくりのチャンスであると捉え、住民と一体となり積極的に進めることが必要です。

2 厳しい財政状況への対応

国及び地方公共団体の財政は、長引く景気の低迷に伴う税収の落ち込みが続くなか、経済対策に伴う公債の大量発行などにより、約 700 兆円の巨額の負債を抱えています。

そのため、国においては、構造改革により地方交付税制度の見直しや地方への補助負担金の削減が検討されていることから、地方公共団体においては、今後も厳しい財政運営を強いられることは必至です。

さらに、地方分権の推進に伴い、自己決定、自己責任におけるまちづくりへの対応とともに、多様化する住民ニーズに対応するためのさまざまな業務の増加が見込まれるなか、これを支えるための財源の確保は、現在の社会経済情勢ではかなり難しいといえます。

こうした状況のなか、市町村においては、住民サービスの低下を招くことなく、現在の水準を維持し、さらにサービスを充実させるためには、合併により財政運営の効率性を一層高める必要があります。併せて、現在、国で進めている合併に係る財政支援（地方交付税を 10 年間合併前のレベルで維持することや合併特例債の発行など）を最大限に活用し、より充実した行財政基盤をもつ自治体を構築していくことが必要です。

3 人口減少社会、少子高齢社会への対応

わが国では全国的に少子高齢化が進行しており、平成7年には既に生産年齢人口が減少に転じ、総人口は、平成18年をピークに以後長期の人口減少過程に入ると予測されています。

こうした状況は、1市3町においても例外ではなく、総人口は堅調に増加しているものの、その伸び率は鈍化傾向にあり、全国的な傾向と同様に、近い将来、人口減少社会が到来するものと予測されます。

また、平成12年における年少人口割合は15.4%と県全体と比べてもその傾向は強くないものの、減少傾向を続け、老年人口割合については、15.5%と県平均よりも高い値で推移しており、今後は、少子高齢社会の一層の進行が予測されます。

こうした人口減少社会や少子高齢社会の進行は、生産年齢人口の減少として、社会における公共コストを負担する人たちが減少し、社会的に保護される人たちが増大するという社会構造の変化をもたらすことが予想され、経済活力の低下が懸念されるばかりでなく、社会福祉をはじめとした行政ニーズの拡大による財政負担の増大と住民サービスの低下を招くこととなります。

今後、1市3町が活力を維持し、より暮らしやすい地域となるためには、子育てしやすい環境づくり、若年層を中心とした定住や高齢者の活発な活動を促進し、快適にいきいきと暮らせるようなきめ細やかなサービスの提供を行う必要があります。また、介護などに関わる人材の確保、高齢単身世帯への生活支援、救急医療体制の拡充、高齢者への生きがいづくりなどの施策の推進と支援体制の整備が必要となります。

そのため、このような行政サービスを独自で維持・継続することは、極めて厳しい状況が想定され、合併により行財政基盤の充実を図る必要があります。

4 新たな行政課題への対応

今後の行政運営においては、地球的規模で深刻化する環境問題、住民の価値観の多様化や高度情報化社会への対応など、さまざまな社会経済動向への的確な対応が必要となってきます。1市3町においても、これら動向の変化や複雑・多様化する行政ニーズなどに即応できなければ、先進的な自治体との地域格差は一層広がることとなります。

こうした新たな行政課題に的確に対応するためには、合併により行財政基盤を充実し、専門的職員の育成や職員の弾力的な配置を推進するとともに、効率的に公共施設の整備や活用を図るなど、総合的な行政力の向上が必要です。

第3節 地域特性からみた合併の必要性

1 1市3町の結びつき

合併後のまちづくりに関する住民アンケート（平成 15 年 5 月に深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会において実施）の結果において、1市3町の住民の通勤・通学、消費行動、スポーツ・レクリエーション活動、通院などの生活行動の多くは地域内において行われており、概ね一体的な生活圏を有しています。

これまで1市3町は、広域行政では、ごみ処理や介護保険事業の共同処理、産業では農業組織（農協）や当該地域の農業生産を支えている用水、交通面では、民間路線バス、地域開発では、櫛挽ヶ原の開拓や埼玉県テクノグリーン構想に基づく開発計画に深谷南部地域が位置づけられているなどでの結びつきがあります。

さらに、関越自動車道花園インターチェンジの整備により、近年では、郊外型大型店の出店による人々の交流などでの結びつきが強まっています。

2 地域間競争時代と合併の必要性

地方分権型社会の到来により、市町村は自己決定、自己責任の原則のもと、個性ある地域づくりを推進し、やがては地域間競争時代へと進むことが予想されます。

近隣においては、熊谷市、大里町、妻沼町で合併への取り組みが進められ、商工業機能の中心的な役割を担う都市として発展することが予想されます。一方、児玉地域においては、新幹線の本庄早稲田駅の開業、早稲田リサーチパークの整備をはじめとした地方拠点都市としての機能整備が進められ、全国を代表する学術研究都市として発展することが予想されます。また、利根川を挟んだ群馬県側の諸都市には、関東を代表する工業団地群が林立するとともに、郊外型の大規模商業施設が立地するなど、1市3町における消費・人口の流出が一層促進される状況にあります。

こうした状況のなか、1市3町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、今後、近隣地域における地域間競争は一層激化するものと予想され、これら地域に囲まれた1市3町においては、都市としての活力の低下が懸念されています。

さらに、1市3町の基幹産業である農業をはじめとする産業は、国を越え国際競争時代を迎えており、産地間競争はこれまでも増して激化するものと予想されます。

こうした懸念を払拭し地域間競争や産地間競争に遅れをとらないためにも、1市3町が合併により行財政基盤を充実し、積極的な施策展開により活力と魅力ある地域づくりを進めることが必要不可欠です。

3 日常生活圏の一体化と合併の必要性

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和30年代以降、交通網や高度情報通信網の発達などにより、日常生活圏の広域化が進むなかで、1市3町においても、各行政区域を越え日常生活圏が拡大しています。住民アンケートの結果が示すとおり、地域内における通勤・通学、消費行動、スポーツ・レクリエーション活動、通院など、多くの住民の生活行動は各市町の行政区域を越えて拡大しており、1市3町の区域に接近しています。

そのため、今後は、日常生活圏を同じにする1市3町が一体となり、公共交通機関の確保や各市町をネットワークする幹線道路の整備、情報化の推進など、広域的な対応が求められ、合併により広域的かつ統一的な観点からまちづくりを進めることが必要です。

第3章 合併により期待される効果

第1節 合併により期待される効果

1 行財政の効率化

少子高齢社会の進行、高度情報化社会の到来、日常生活圏の拡大、多様化する住民ニーズ、地球規模での環境問題への取り組み、国・地方における厳しい財政状況などにより、自治体を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

このようななかで、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、分権時代にふさわしいより簡素で効率的な行財政システムを確立し、住民福祉の充実と個性的で活力ある地域社会の構築が強く求められています。

こうした状況のもと、合併により、総務、企画をはじめとした各部門の効率化が図られ、今後ますます住民ニーズが増加する環境、福祉、教育などのサービスや事業を実施する部門を充実させるとともに、職員の採用を抑えることなどにより職員数を減員することが可能となります。

また、特別職や議員、委員会や審議会の委員などの総数を減少することができるほか、1市3町には、さまざまな公共施設が整備されていますが、これらをネットワークすることで施設の有効利用を図ることができるなど、合併による行財政改革の一層の推進により、さらなる経費の節減と行財政の効率化が大きく期待できます。

合併による10年間の節減効果の試算（仮定）

区 分		節減額
1	常勤特別職の person 費	13.3 億円
2	議員報酬（person 費）	
	①合併特例法を適用しない場合	12.0 億円
	②定数特例を適用した場合	1.9 億円
	③-1 在任特例を適用した場合 （深谷市の person 費で試算）	5.6 億円
	③-2 在任特例を適用した場合 （各市町現行の person 費で試算）	9.6 億円
3	一般職（person 費）	54.5 億円
4	委員等報酬	7.5 億円
計	2 議員報酬 ①の場合	87.3 億円
	②の場合	77.2 億円
	③-1 の場合	80.9 億円
	③-2 の場合	84.9 億円

（詳細は、資料編「1-1 合併による節減効果の試算（仮定）」を参照）

2 広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開

合併により、公共施設の整備が1市3町の境界にこだわらず、広域的観点から総合的・計画的に推進することが可能となります。

道路をはじめとした交通網の整備については、旧市町の境界を越えて一体的な整備が可能となることから、行政区域境付近で生じがちな不整合が解消されます。また、施設整備についても、広域的な整備により重複投資が避けられ、効率的で効果的なまちづくりが可能となります。

さらに、1市3町がもつ恵まれた立地条件、歴史、文化、自然などをより広い観点から最大限に活用することにより、魅力あるまちづくりを推進することが可能となります。

3 住民の利便性の向上

(1) 利用窓口の増加

住民の通勤・通学や消費行動などの生活行動は、現在の行政区域を越えて広がりを見せていますが、合併することにより旧市町の境界がなくなり日常生活圏と行政区域が近づくこととなります。このことから、住民に密着した行政サービスの提供が可能となり、各種証明書の交付などが住所地や勤務先などの身近な窓口において、共通のサービスとして受けられるようになります。

(2) 市町境界の解消による子育て環境の向上

旧市町境界が解消されることから、幼稚園、小・中学校については、近隣旧市町の最も近い学校などへの通園・通学が可能とされています。また、保育所については、子どもを自宅の近くではなく、勤務地に近い場所に預けられるようになり、働きやすい環境を整えることができます。

(3) 公共施設の利用や事業への参加

スポーツ、文化、福祉施設などの公共施設については、大里郡市2市7町において平成11年4月から相互利用を実施しています。利用については、他の市町の施設ということから利用度は低くなっていますが、合併により新市の住民として施設の積極的な利用が促進されます。

また、旧市町単位で実施しているイベントや講座などの事業についても、自由に参加できるようになります。

4 分権時代に対応する行政機能の充実

(1) 専任組織の設置

合併による企画部門や総務部門をはじめ、各部門における組織の統合により、職員配置においては、効率的で柔軟性のある対応が可能になります。そのため、組織・機構の再構築により、男女共同参画や国際化、高度情報化などの業務に専任の組織を設置することができるようになり、時代に即応した多様で個性豊かな行政施策の展開が可能になります。

(2) 専門的で高度なサービスの提供

これまで、採用が困難あるいは十分に確保できなかった社会福祉士、保健師、理学療法士、土木技師、建築技師などの専門職員を採用・増強できるようになり、健康・福祉や都市基盤整備などそれぞれの分野において、専門的で高度なサービスをきめ細かく提供することが可能になります。

(3) 職員資質と行政レベルの向上

21世紀は「地方の時代」といわれるなか、地方公共団体が自らの責任により自ら判断する領域が拡大しています。このため、職員一人ひとりにおいても自らの責任と判断により社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、施策の方向や実施方法を考え、行政運営にあたることが求められています。

合併することにより、職員間において多角的な視点による政策議論がおこり、新たな施策展開が促されるとともに、自己啓発意識の高まりが期待できます。さらに、職員研修を拡充し継続的に実施できるようになることから、政策立案能力や事務処理能力など職員資質を高めることで行政レベルが向上します。

5 国からの財政支援

合併すると、そのスケールメリットと簡素で効率的な行財政の運営により、諸経費の節減が可能となりますが、合併直後においては、新市の一体性の確立、まちづくりに要する諸経費などにより、財政需要が一時的に増大することが予想されます。

このことから国においては、新市の新たなまちづくりを支援するとともに、行財政基盤の強化を図るという観点から、さまざまな財政支援を行っており、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用し、この支援を受けることができます。

新市における国からの主な財政支援措置

区 分	支援措置額
普通交付税算定の特例※ (合併算定替)	—
合併特例債（建設事業分）	398.0 億円（10年間）
合併特例債（基金造成分）	33.6 億円（10年間）
普通交付税措置（合併補正）	12.5 億円（5年間）
特別交付税措置	7.2 億円（3年間）
合併市町村補助金	7.5 億円（3年間）
計	458.8 億円

※ 合併年度及びこれに続く10年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を保証し、さらにその後の5年度を激変緩和措置として段階的な縮減措置が講じられます。

（詳細は、資料編「1-2 国からの財政支援（詳細）」を参照）

6 重要事業の早期実現

合併により、新市の財政規模は拡大され、これに国の合併支援措置※や人件費、経常経費などの削減による財源を活用することで、重点的な投資による事業の早期実現が可能となり、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを計画的・総合的に推進できます。

※ 合併支援措置

普通交付税の合併算定替、合併特例債、普通交付税及び特別交付税による財政措置、合併市町村補助金など

7 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

1市3町の合併により誕生する新市は、人口約 148,000 人の人口規模となります。

合併後の新市は、単なる人口増加にとどまらず、多様な経済基盤や人的資源を有する都市となります。これに、ねぎやブロッコリー、トウモロコシに代表される全国ブランドの生鮮野菜や、白鳥の飛来地の荒川や利根川などの恵まれた自然環境、誠之堂・清風亭をはじめとする様々な文化遺産、さらには、国道の6路線、JR 及び私鉄の6駅、関越自動車道花園インターチェンジや近接する嵐山小川、本庄児玉インターチェンジなど地域の有する資源を最大限に活用し、新たな発想のもと戦略的施策を積極的に推進することができます。

このことにより、埼玉県北部地域において中核的役割を担う魅力ある中心都市としての地位を構築することが可能となり、地域のイメージアップを大きく向上することが期待できます。

第4章 主要指標の見通し

第1節 人口の見通し

新市における総人口は、平成22年まで微増傾向で推移し、その後は減少に転じますが、平成27年まではほぼ横ばいで推移するものと予測されます。

年齢別人口については、総人口が横ばいであるなかで、少子高齢化の傾向が進行するものと予測されます。

年少人口では、これまでと同様に減少が続き、人口比率は平成12年の15.4%から平成27年には13.1%に減少するものと予測されます。一方、老年人口については、今後も増加を続け、人口比率では平成12年の15.5%から24.3%と約4人に1人が高齢者という状況になるものと予測されます。

なお、人口の見通しについては、将来の社会的条件（景気の動向、土地区画整理事業の推進や市街化調整区域の見直しなど）や、合併によるイメージアップ効果などを考慮していないため、今後、新市における積極的な施策展開などに伴い、人口の見通しも変わってくるものと考えます。

人口の見通し（総人口・年齢（3区分）別人口）

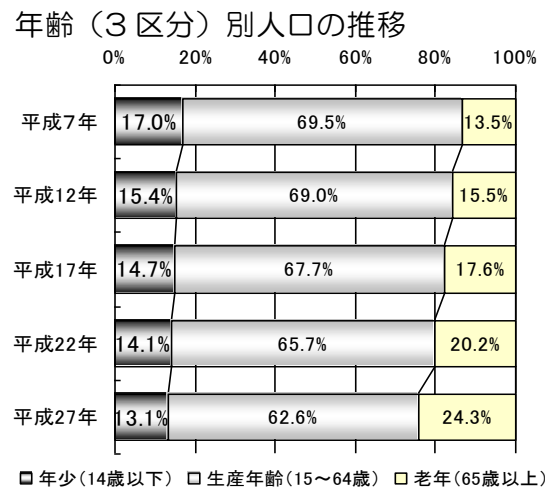
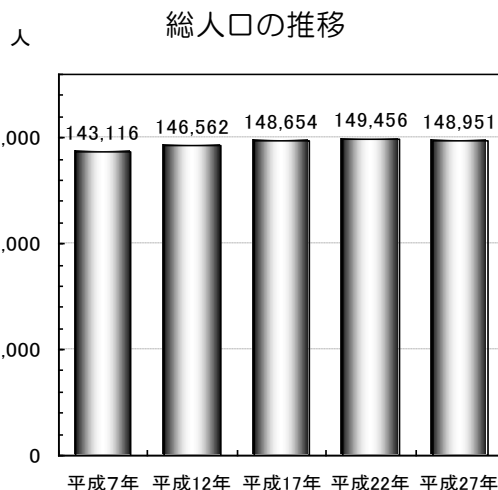
単位：人

	実績値		推計値		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	143,116	146,562	148,654	149,456	148,951
年少人口 (0歳～14歳)	24,380 (17.0%)	22,599 (15.4%)	21,905 (14.7%)	21,058 (14.1%)	19,539 (13.1%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	99,458 (69.5%)	101,190 (69.0%)	100,649 (67.7%)	98,243 (65.7%)	93,261 (62.6%)
老年人口 (65歳以上)	19,270 (13.5%)	22,759 (15.5%)	26,100 (17.6%)	30,155 (20.2%)	36,151 (24.3%)

※ 平成7・12年は国勢調査、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所編集の「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」に基づく推計値（コーホート要因法）です。

※ 平成7・12年の総人口は年齢不詳を含むため、年齢（3区分）別人口の合計と一致しません。

※ ()内は総人口に対する割合を表しており、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しているため、構成比の合計が100%を上下することもあります。



第2節 世帯の見通し

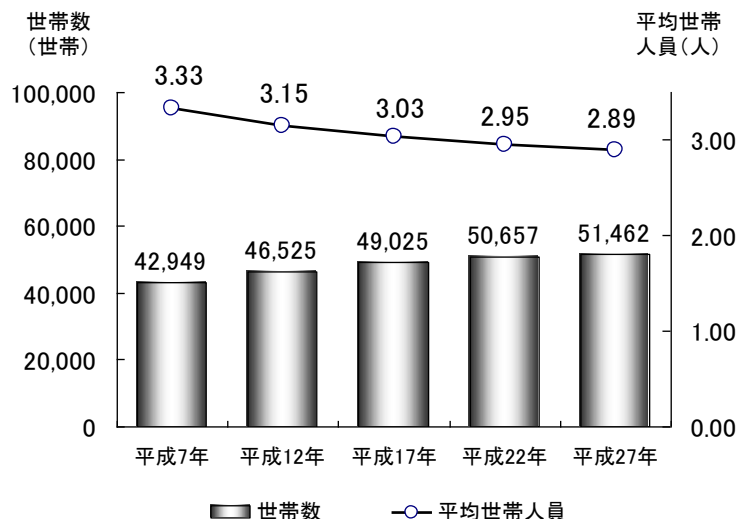
新市における世帯数については、核家族化や単身世帯の増加などによる世帯人員の減少により、平成12年の46,525世帯から平成27年には約51,462世帯に達し、1世帯あたりの人員は3.15人から2.89人に減少するものと予測されます。

世帯の見通し（世帯数・平均世帯人員）

	実績値		推計値		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数 (世帯)	42,949	46,525	49,025	50,657	51,462
平均世帯人員 (人)	3.33	3.15	3.03	2.95	2.89

※ 平成7・12年は国勢調査、平成17年以降は世帯主率法による推計値です。

※ 世帯主率法とは、男女年齢別人口に対する世帯主の割合を計算し、将来動向を加味して推計する方法です。



第3節 就業人口の見通し

就業人口については、平成17年をピークに減少に転じ、平成27年には74,299人になるものと予測されます。

産業別では、第1次産業は、今後も都市化の進展に伴う減少傾向が続くものと見込まれます。第2次産業については、現状の厳しい経済状況を考慮すると、製造業などの新たな進出も期待できないことから、横ばいから微減傾向で推移するものと見込まれます。第3次産業については、経済社会のソフト化の進展により、今後も増加傾向にあるものと予測されます。

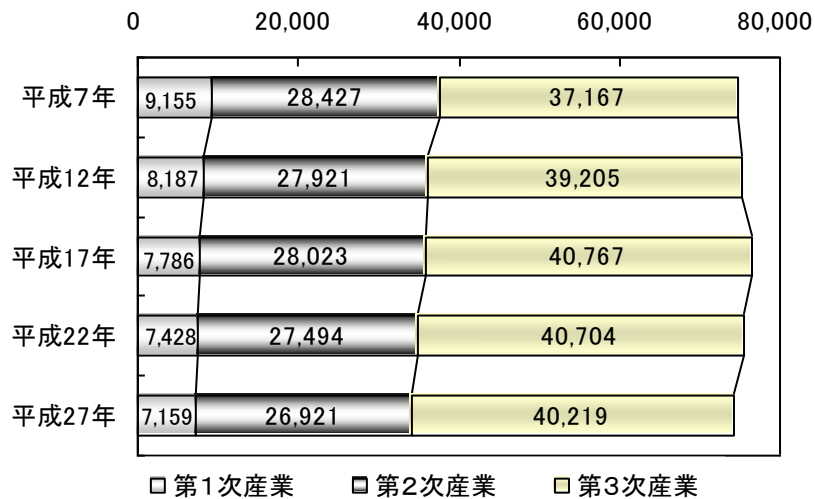
就業人口の見通し

単位：人

		実績値		推計値		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口		75,062	76,146	76,576	75,626	74,299
産業別就業人口	第1次産業	9,155 (12.2%)	8,187 (10.9%)	7,786 (10.2%)	7,428 (9.8%)	7,159 (9.6%)
	第2次産業	28,427 (38.0%)	27,921 (37.1%)	28,023 (36.6%)	27,494 (36.4%)	26,921 (36.2%)
	第3次産業	37,167 (49.7%)	39,205 (52.1%)	40,767 (53.2%)	40,704 (53.8%)	40,219 (54.1%)

- ※ 平成7・12年は国勢調査、平成17年以降は平成12年の年齢別就業人口率により就業人口の総数を推計しました。各産業別就業人口については、平成7年から平成12年における各産業別就業人口割合の変化率が年次毎に半減すると仮定して算出した値です。()内は産業別就業人口割合です。
- ※ 就業人口割合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しているため合計が100%を上下することもあります。
- ※ 平成7・12年の就業人口総数には分類不能を含むため、各産業の合計と一致しません。
- ※ 就業人口とは、15歳以上の者で賃金、給料、諸手当など収入になる仕事をしている人のことです。

就業者数(人)



第5章 まちづくりの将来像

第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像

1 基本理念及び将来都市像設定の基本的な考え方

基本理念は、新市におけるまちづくりの根幹となる考え方であり、新市が行うすべての行政施策は、常に基本理念を念頭におき推進するものとします。また、将来都市像は、まちづくりの基本理念を踏まえた新市のあるべき姿を示すものであり、各種施策を総合的・計画的に推進するための目標となります。

新市におけるこれら基本理念及び将来都市像の設定にあたっては、1市3町の概況や合併の必要性、1市3町の総合振興計画や広域計画などの既存計画におけるまちづくりの方向性、「合併後のまちづくりに関する住民アンケート」における住民意向などによる、新市の特性や新市のまちづくりに求められるものを踏まえるものとします。

(1) 新市の特性

○豊かな自然環境と豊富な文化資源

1市3町は、利根川、荒川の二大河川や多くの清流とともに、里山や肥沃な大地、比較的温暖な気候など豊かな自然環境に恵まれています。また、誠之堂、ホフマン輪窯及び緑釉手付瓶りよくゆうてつ附灰釉瓶きへいづかりかいゆうへい※などの歴史的遺産、さらには、獅子舞、神楽、屋台囃子をはじめとした伝統芸能など、各地域において先人から受け継がれてきた豊富な文化資源を有しています。

※ 緑釉手付瓶附灰釉瓶

岡部町大字様沢の西浦北遺跡4号住居跡から出土した緑釉手付瓶は、並んで出土した灰釉瓶とともに、昭和61年度に国重要文化財に指定されました。緑釉手付瓶とは、窯入れされて熱を受けると緑色に変化する焼き物です。西浦北遺跡出土のものは、把手が付いていることが特徴的で、この種の完成品が発掘調査で出土することは極めてまれで、全国的にみても数少ない優れたものといえます。

○首都圏にある立地特性と優れた交通特性

首都圏にあり都心から70km圏という立地特性、さらには、関越自動車道花園インターチェンジが設置されているほか、嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジが近接するとともに、地域内を国道17号、国道140号及び各バイパス、上武国道、国道254号が通過し、JR高崎線、秩父鉄道及びこれら鉄道の6駅の設置や上越新幹線本庄早稻田駅にも近接するなど広域的な交通路線が整備され、立地における優位性を有しています。

○関東一の農業地域

特産であるねぎやブロッコリー、トウモロコシなどの野菜をはじめ、切花や植木、畜産など、多種多様の農産物を首都圏に供給しており、1市3町全体では県内農業産出額の17.9%を占め、平成13年では、関東で第1位、全国でも第

4位に位置するなど、関東一の農業地域としての地位を築いています。

○生活圏の一体性

農業、工業、商業の各産業がバランスよく発展しており、都市化の進展とともに一体的な生活圏を形成しています。

(2) 新市のまちづくりに求められるもの

○1市3町の総合振興計画

「まちづくりの方向性」として整理されるキーワードは、安全、安心、思いやり、豊かさ、自然、参画、協働、共創となっています。

(詳細は、資料編「2-1 1市3町におけるまちづくりの方向性」を参照)

○国・県などにおける位置づけ

1市3町を包括する国・県などの広域計画としては、全国総合開発計画、埼玉県長期ビジョン、彩の国5か年計画21、大里広域市町村圏計画などがあげられますが、これらの計画では、自然との調和、環境との共生、居住環境の整備などの方向性が示されています。

(詳細は、資料編「2-2 国・県などにおける新市の位置づけ」を参照)

○合併後のまちづくりに関する住民アンケート

合併した場合の将来イメージとしては、「保健・医療が充実した健康づくりのまち」が最も多く、次いで「道路、公園、下水道などの生活環境が整ったまち」、「高齢者や障害者にやさしい福祉のまち」の順となっています。

(詳細は、資料編「2-3 アンケート結果からみる将来イメージ」を参照)

2 まちづくりの基本理念

新市のもつ地域特性を最大限に生かしつつ、新たなるまちづくりを展開するうえでの基本的な考え方として、新市におけるまちづくりの基本理念を次の3つの視点から表します。

- だれもが恵まれた自然と育まれた文化を共有できるまちづくり
- 豊かな心と新市の活力を創出するまちづくり
- 協働による思いやりとふれあいのあるまちづくり

○だれもが恵まれた自然と育まれた文化を共有できるまちづくり

地域の象徴として全国に誇れる自然環境や歴史的遺産、伝統芸能などの地域資源は、新市の貴重な財産として後世へ引き継ぐことが私たち市民の使命であるといえます。

新市においては、これら地域資源を市民共有の財産として、大切に保存しつつ、手間ひまをかけて再生・活用する「スロータウン^{*}」の考え方からまちづくりに取り組み、都市としての新たな魅力と個性を創出し、これらを新たな財産として次代に発展的に継承するまちづくりを進めます。

※スロータウン

現在の効率性や利便性ばかりを追い求め、何事にもスピードが要求される日本の社会が、人々にとって本当に幸せなのかという思いから「スロータウン」という考え方が生まれました。

「スロータウン」の考え方とは、「スピード社会」と「スロー社会」のどちらも「善」であり、二つの社会がお互いを認め合い、尊重し合い、共存していく社会の実現を目指そうというものです。

また、「スロー社会」とは、単に「ゆっくり」ということではなく、手間ひまをかけて物事を深く追求し、保存・再生に重点をおいた社会であり、「スロータウン」とは、「スロー社会」に重点をおいたまちづくりの考え方です。

○豊かな心と新市の活力を創出するまちづくり

地域間競争時代を迎えるなかで、これからのまちづくりにおいては、まちの個性や魅力の創出により地域活力の維持・向上を図ることが必要です。

新市においては、地域の特性を最大限に生かし、快適な生活環境と都市機能の充実をはじめ、産業の活性化、学習・文化・交流などのさまざまな活動を有機的に結びつけ、総合的な地域活力の向上を図ります。こうした取り組みにより、市民生活におけるうるおいや安らぎを実感できる豊かな心を育むとともに、新市の活力を創出し、未来へ向け限りなく発展する自立性の高いまちづくりを進めます。

○協働による思いやりとふれあいのあるまちづくり

地方の時代において、新市は地方分権の主人公である市民の広範な参画を得ながら、複雑・多様化する地域の課題解決のための施策を推進することが必要不可欠です。

だれもが住んでよかったと心から実感できるまち、だれもが愛着や誇りをもち続けることのできるまちを築くため、「ユニバーサルデザイン[※]」の考え方をもとに、住民と行政の協働による思いやりとふれあいのあるまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき、生活する権利を有していること」を基本として、高齢者も若い人も、障害のある人も、ない人も、男性も女性も、外国の人もすべての人が、暮らしやすいように人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方です。

3 将来都市像

県北の中核的な自立都市として発展することを目標に、新市の将来都市像を次のように設定します。

「笑顔にあふれ活力を創出する しあわせ市民都市」

モノの豊かさから心の豊かさを求める時代へと変化した現在、生活にゆとりや豊かさを実感し、生きる喜びを分かち合い、共に支えあうことのできるまちづくりが求められています。

「しあわせ市民都市」とは、市民一人ひとりが物心両面において「幸せ」を全身で実感できる笑顔あふれ活力に満ちた^{まち}都市を創出していくという考え方です。

そのため、新市においては、だれもが安全に、安心して定住できる高度な生活基盤の整備、安らぎとうるおいあふれる環境整備、さまざまなライフスタイルをサポートするサービスの提供、活気とにぎわいある産業の振興などに努めてまいります。

また、「市民都市」には、分権時代の主役である市民が中心となった「市民がつくる市民のための市政運営」を推進するため、行政と市民が深い信頼関係のもとに力を合わせる協働のまちづくりを推進していくという意味も込められています。

市民参画によるまちづくりを推進するなか、「辛」いことがあったとしても、人と人をつなぐ強い絆と思いやりをひとつの線で結ぶとき、誰もが「幸」せを実感することができると考えます。

そのため、新市においては、すべての市民が生涯を通じて心身ともに健やかで安心して幸せに暮らせるよう、ユニバーサルデザインの観点からまちづくりを推進し、「笑顔にあふれ活力を創出する しあわせ市民都市」の実現を目指します。

～ 私たちのフィールド（生活舞台）に願いを込めて

新たな『深谷』を描きたい ～

東京都市圏北部における広域連携拠点としての役割を担う新市は、県北地域全体をリードする中核的な自立都市への発展が期待されています。

新市が目指す「しあわせ市民都市」は、合併によりそれぞれの市町の特色が埋没することなく、融合し発展するといった、既存の枠にとらわれない新たな「深谷」の創出でもあり、21世紀型のオリジナリティあふれる都市空間と高次都市機能を併せもち、まさに県北の自立都市として、ハード面の整備のみならず、ソフト面を重視した市民が主役のまちです。

個性豊かで数々の側面を持つ新市は、各種施策が有機的に連携し、ストーリー性に富んだまちづくりを展開することにより、自立性の高い魅力のある都市へと発展を続け、人々が集い、新たな魅力と感動が生まれ、若者をはじめだれもが住みたいまち、住み続けたいまち、住んでよかったと思えるまちを目指します。

第2節 新市における都市構造の方向性

1 新市における都市構造の基本的考え方

新市の均衡ある発展を実現するため、地域のもつ特性を最大限に活用するとともに都市機能の分担を図り、総合的かつ計画的に県北の中核的な自立都市としての整備を推進します。

そのため、各地域の発展の先導的都市拠点として「都市・生活拠点」、「機能拠点」、「交流拠点」及び「自然環境・観光拠点」を位置づけます。

また、これらの都市拠点を有機的に連絡することで、施設などの共有化、新市の一体性の確保や新市全体の魅力の向上を図ることが可能になり、さらには近隣諸都市との連携強化により、新市の産業や観光のさらなる振興が図られることから、新市の骨格を形成する道路ネットワークを位置づけます。

2 先導的都市拠点の整備

(1) 都市・生活拠点

新市における中心的市街として、安全、安心で快適な居住環境の整備と商業、業務など高度で多様な都市機能の集積を図る拠点として整備を推進します。

(2) 機能拠点

産業、生産流通、物流、業務、産学連携や消防・防災などの各種機能、さらには、複合産業や新産業の創出を図る拠点として整備を推進します。

(3) 交流拠点

歴史・文化やアミューズメント機能、さらにはスポーツ・レクリエーションの活動・交流拠点として整備を推進します。

(4) 自然環境・観光拠点

豊かな自然環境を保全・活用し、環境に配慮した観光拠点としての整備を推進します。

3 道路ネットワークの整備

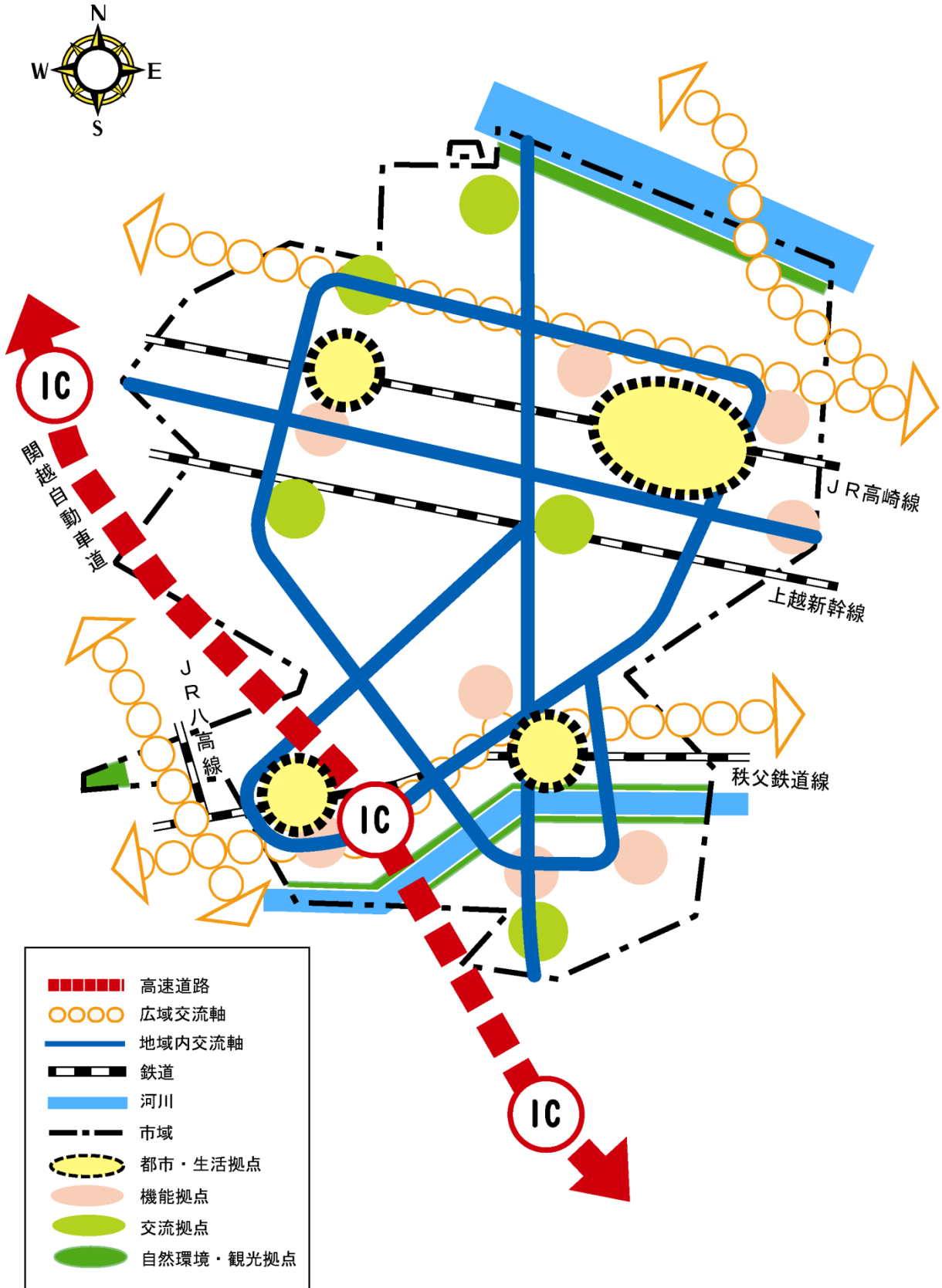
(1) 広域交流軸

首都圏域と上信越方面、さらには近隣諸都市との広域的な連携・交流を図るため広域幹線道路の整備を促進します。

(2) 地域内交流軸

広域交流軸とのアクセス機能を担う主要幹線道路及び新市の都市拠点を結ぶ環状道路の整備を推進します。

新市の都市構造概念図



第3節 まちづくりの基本方針

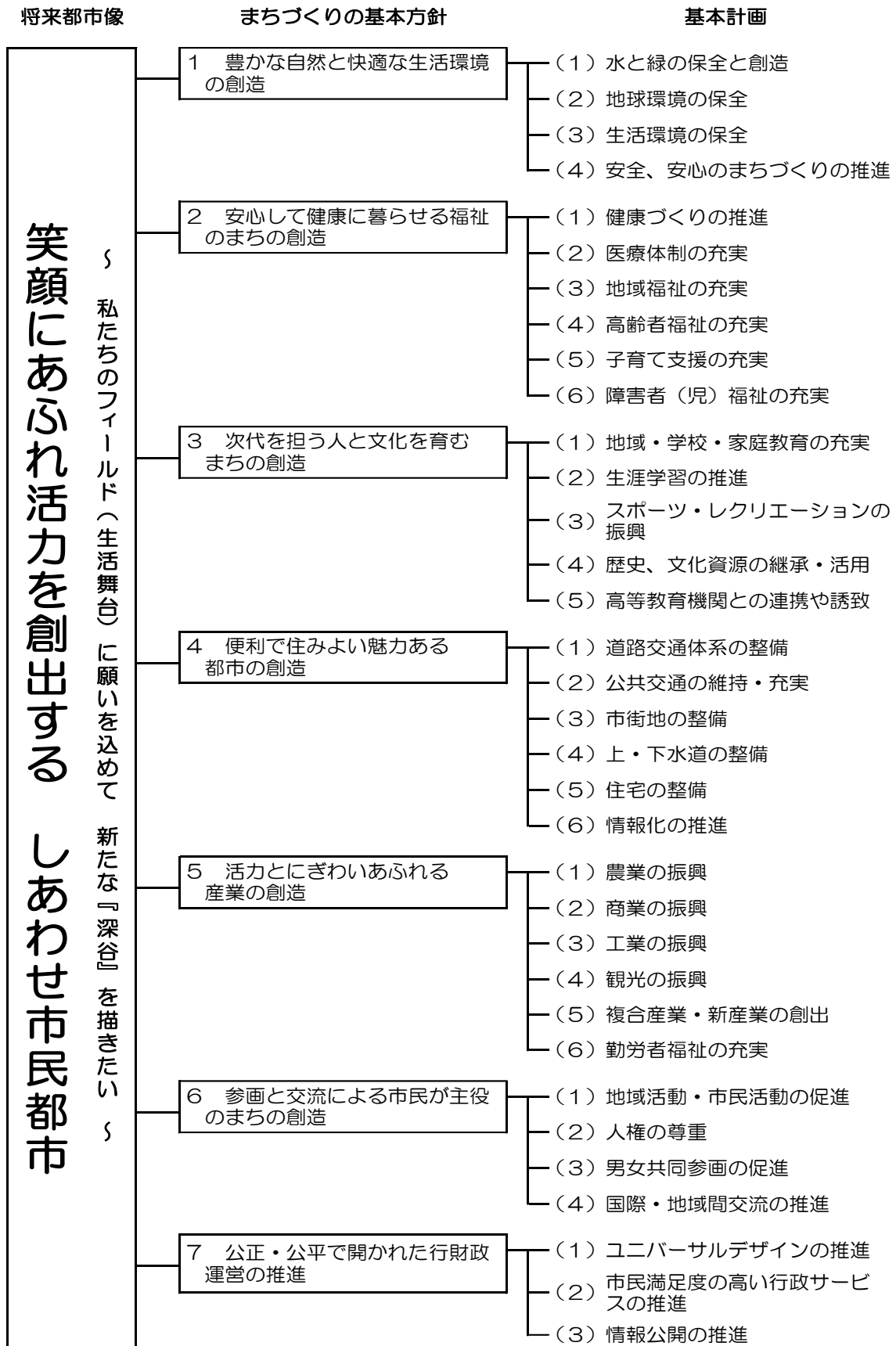
新市の将来都市像を実現するためには、地域のもつ優れた資源を十分に生かし、新市のさらなる均衡ある発展と地域の一体性の確保を図ることが必要です。

そのため、新市のまちづくりにおいては、次の7つの基本方針を設定し、総合的な施策展開により活力と魅力あるまちづくりに取り組みます。

- | | | |
|---|---------------------|-------------|
| 1 | 豊かな自然と快適な生活環境の創造 | <生活環境> |
| 2 | 安心して健康に暮らせる福祉のまちの創造 | <保健・福祉> |
| 3 | 次代を担う人と文化を育むまちの創造 | <教育・文化> |
| 4 | 便利で住みよい魅力ある都市の創造 | <都市基盤> |
| 5 | 活力とにぎわいあふれる産業の創造 | <産業振興> |
| 6 | 参画と交流による市民が主役のまちの創造 | <コミュニティ・交流> |
| 7 | 公正・公平で開かれた行財政運営の推進 | <行財政> |

< 施策体系図 >

まちづくりの基本方針に基づき、新市における施策の体系を次のように設定します。



1 豊かな自然と快適な生活環境の創造〈生活環境〉

この地域は、首都近郊にありながらも、豊かな自然や歴史的な遺産が数多く残されています。しかし、都市化の進展とともに、これら貴重な資源の保護・活用が大きな課題となっており、都市と自然環境との調和が求められています。さらには、地球規模で顕在化する環境問題をはじめ、生活に身近なごみ処理、リサイクル、各種公害問題への対応など、生活環境の改善により、自然環境に恵まれた都市にふさわしいまちづくりを進める必要があります。

また、比較的災害が少ないという地域性がありますが、それでも大雨による水害などの災害に対しては迅速な対応と未然防止策が不可欠です。さらには、消防・救急体制の充実、犯罪や暴力の未然防止を図るなど、市民生活における安全性の確保が必要です。

こうした状況を踏まえ、新市においては、豊かな自然環境の保存・活用と快適な生活環境が両立でき、だれもが安心して快適に住み続けられるようなまちづくりを積極的に進めるとともに、水や緑と身近にふれあい、うるおいや安らぎを感じることできる環境づくりを進め、「豊かな自然と快適な生活環境」を創造します。

【基本計画】

(1) 水と緑の保全と創造

緑豊かな森林や農村景観、利根川や荒川をはじめとした水辺景観などの豊富な自然環境を保全し、市民の憩いの場として活用するとともに、計画的な緑地や公園などの整備により都市と緑が調和したうるおいと安らぎのある環境づくりを推進します。

(2) 地球環境の保全

ISO14001^{*}の認証制度に基づく環境配慮や省資源・省エネルギー対策に率先して取り組むとともに、事業者に対しても環境に配慮した自主的な事業活動への取り組みを促進します。また、環境配慮に関する情報提供や環境教育・環境学習機会の充実により地球環境の保全についての市民意識の高揚を図るなど、地球環境への負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進します。

^{*}ISO14001

国際標準化機構が定めた「環境マネジメントシステム・環境監査に関する国際規格」であり、原料の調達、生産、販売などの企業活動のあらゆる側面で、環境への影響を評価、点検し、改善するためのものです。

(3) 生活環境の保全

ごみ問題については、減量化・資源化を積極的に推進するとともに、関係機関と連携のもと、産業廃棄物の適正処理を促進します。

また、し尿処理施設や葬斎施設については、周辺環境との調和に配慮しつつ、老

朽化した施設の整備・改修を推進し、適正な維持・管理に努めます。

さらに、公害問題については、未然防止に対する市民や事業者の取り組みを促進するなど、快適な生活環境づくりを推進します。

(4) 安全、安心のまちづくりの推進

防災については、地域防災計画を策定し、河川整備などによる未然防止策を計画的に推進するとともに、災害に迅速に対応する体制整備を確立するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

また、消防・救急体制の充実・強化や交通安全施設の整備をはじめとした交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会などとの連携のもと、家庭や地域が一体となった地域ぐるみの防犯体制の確立に努めるなど、安全、安心のまちづくりを推進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 水と緑の保全と創造	特色ある公園の整備	緑や水辺、歴史、偉人などの地域資源を生かした公園整備
	身近な公園の整備	身近な生活空間に憩いの場を確保するための近隣公園や街区公園などの整備
	美しい景観づくり、川岸などの景観・緑地の保全・創造	自然景観や農村景観などの保全、都市景観の創造
	自然の森の整備・活用	里山などを保全するとともに、憩いの場などの整備・活用
(2) 地球環境の保全	ISO14001 認証の推進	あらゆる側面から環境配慮の影響を評価・点検し、改善する仕組みづくり
	民間におけるISO14001 認証取得の支援	
	環境教育・環境学習の推進	学校教育における環境教育や生涯学習における環境学習の積極的な推進
(3) 生活環境の保全	ごみ処理施設の整備	老朽化した施設の整備・改修
	廃棄物堆肥化施設の充実	高品質堆肥製造施設の適正な管理運営と施設の充実
	リサイクル活動の促進	ごみの分別収集や資源の集団回収に対する支援
	し尿処理施設の整備	老朽化した施設の整備・改修
	葬斎施設の整備	老朽化した施設の整備・改修
(4) 安全、安心のまちづくりの推進	河川整備事業<市・県事業>	河川改修、排水機場の整備など
	自主防災組織の育成	自主防災組織の活動支援
	防災無線の整備	設備の老朽化による更新
	消防・救急車両の整備	車両の老朽化による更新
	消防施設の整備	消防庁舎や防火水槽、消火栓などの整備
	防犯施設の整備	防犯灯などの設置
	交通安全施設の整備	カーブミラーやガードレール、道路照明灯などの整備

2 安心して健康に暮らせる福祉のまちの創造＜保健・福祉＞

この地域においても、少子高齢化は急速に進んでおり、子育て支援の充実や高齢者の生きがい対策をはじめ、保健・福祉サービスの一層の充実が求められています。

特に、少子化の進行は、生産年齢層の減少による労働力の低下や社会保障の問題など、社会・経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、高齢者の能力を活用する場や機会の充実が求められています。また、核家族化の進行や共働き家庭の増加などに伴い、子どもと家庭、地域を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てを地域全体で支えていく仕組みづくりや地域福祉の充実を促進するための担い手として、福祉ボランティアの充実が求められています。

一方、市民の保健・医療におけるニーズは多様化・高度化しており、救急医療体制の充実や保健と医療のネットワークの強化をはじめとした総合的な医療体制の充実により、だれもが日々の暮らしの中で安心と豊かさを実感できるような環境づくりが求められています。

こうした状況のもと、新市においては、安心して子どもを産み育て、高齢者や障害者などが生きがいをもち、市民が相互に助け合い、住み慣れた地域で生涯を安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉が一体となった取り組みを進め、「安心して健康に暮らせる福祉のまち」を創造します。

【基本計画】

(1) 健康づくりの推進

市民が心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの個性に応じた健康づくり活動を積極的に支援するとともに、予防・保健事業の充実を図るなど、市民が自主的な健康づくりに取り組むことのできる支援体制の確立に努めます。

(2) 医療体制の充実

地域に密着した効率的な保健・医療サービスを供給できるよう、医療機関・関係機関との連携を強化するとともに、医療施設の整備や在宅医療の促進、救急医療体制の確立を図るなど、地域医療体制の整備・促進に努めます。

(3) 地域福祉の充実

地域福祉の一層の充実に向け、地域福祉の拠点となる総合保健福祉施設の整備・充実を図るとともに、福祉ボランティアをはじめとした福祉の担い手を育成するなど、地域の福祉需要に対応できる体制の確立に努めます。

また、国民健康保険や老人保健、介護保険、国民年金制度などの社会保障制度の普及やその適正な運営に努めます。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が自立した生活を送り、住み慣れた地域で居住し続けることができるよう、介護予防や在宅福祉サービス、高齢者福祉施設などの充実を図るとともに、社会参加や地域間・多世代間の交流を促進するなど、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援します。

(5) 子育て支援の充実

児童・保育施設の整備・充実や多様な形態の保育サービスの提供に努めるとともに、子育てと仕事を両立できる就労環境の充実や地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

(6) 障害者（児）福祉の充実

障害者の居住環境の整備・充実を図るとともに、在宅福祉サービスの充実、障害者の自立や社会参加、社会復帰に向けた支援体制の確立を図るなど、障害者福祉の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 健康づくりの推進	健康増進事業の推進	健康相談、健康教室、健康づくり意識の普及・啓発などの充実
	予防・保健事業の推進	健康診断、検診、予防接種などの実施
(2) 医療体制の充実	医療施設整備の促進	高度医療、救急医療などの医療サービスが受けられる施設としての整備を促進
	医療・救急体制の整備・充実	救急救命士の育成、高規格救急車の充実及び医療機関との連携
	小児救急医療体制の整備 〈県事業〉	休日や夜間における子どもの救急医療の充実を促進
(3) 地域福祉の充実	総合保健福祉施設の整備・充実	保健・福祉・医療に関するニーズの把握からサービスの提供までの支援を中心的に行う拠点施設の整備・充実
	福祉ボランティアの育成	福祉の担い手としてボランティアを育成
(4) 高齢者福祉の充実	高齢者福祉施設の整備・促進	特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの整備に対する支援
	在宅福祉サービスの充実	デイサービス、ショートステイ、ホームヘルパー派遣などの充実
(5) 子育て支援の充実	児童・保育施設の整備・充実	保育所や学童保育室、子育て支援センターなどの整備・充実
	保育サービスの充実	延長・休日保育などの保育サービスの充実
	幼保一元化の推進	幼稚園・保育所の一元化
(6) 障害者（児）福祉の充実	障害者（児）福祉施設の整備	授産施設や更生施設などの整備に対する支援
	在宅福祉サービスの充実	デイサービス、ショートステイ、ホームヘルパー派遣などの充実
	社会参加の促進	機能回復訓練などの支援により社会参加を促進

3 次代を担う人と文化を育むまちの創造〈教育・文化〉

この地域には、豊かな自然とともに、先人が築き、守り、育んできた固有の伝統や文化、芸術などが数多く残されており、多くの市民は、これらを大切にしまちづくりに生かしていくことを望んでいます。また、少子高齢化の進行による長寿社会を迎えた現在、職場や家庭、学校といった活動の場を越え、自らの興味や能力を生かしたいと考える人が増え、地域の伝統や文化、芸術などをはじめとした学習ニーズも高まっています。

児童・生徒の教育においても、完全学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の導入をはじめとして、地域との結びつきは強くなっており、地域文化と教育・学習との関わりにより、新市の個性が確立し地域への愛着が生まれ、次代を担う人づくりへと展開することが期待されています。

こうした状況のもと、新市においては、地域固有の歴史、文化資源を保存、継承するとともに、市民一人ひとりが優れた個性と豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを推進します。さらに、地域・学校・家庭がそれぞれの役割を果たしながら、世代間の交流などを通して子どもたちの健全育成に努めるとともに、高等教育機関との連携などにより、地域教育力の向上を図り、「次代を担う人と文化を育むまち」を創造します。

【基本計画】

(1) 地域・学校・家庭教育の充実

次代を担う子どもたちの社会性を育むため、地域・学校・家庭が一体となった教育を推進します。

地域教育については、公民館などにおける青少年活動の活性化や郷土学習の推進、学校と連携しての社会体験学習などを推進します。

学校教育については、幼児期から心豊かで知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を推進するとともに、教育施設・設備の充実を図ります。

家庭教育については、PTA活動などの保護者間のネットワークを強化し、家庭教育に対する支援体制を整備するとともに、ボランティア相談員などとの連携により、相談体制の充実を図ります。

青少年の健全育成については、地域・学校・家庭が連携し、青少年をとりまく生活環境の改善を図るとともに、青少年と高齢者などの交流事業や青少年団体の育成・支援を推進します。

(2) 生涯学習の推進

市民の学習・文化・芸術活動の場として、諸施設の整備・充実を図るとともに、市民ニーズに応じた学習環境づくりをはじめ、優れた文化や芸術にふれ、親しむことができる機会の拡充などにより、市民の自主的な活動の支援に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

だれもが年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、諸施設の整備・充実を推進するとともに、活動団体を育成・支援するなど、市民の健康づくりや交流の活発化に努めます。

(4) 歴史、文化資源の継承・活用

各地域固有の伝統文化や文化財などの地域資源を保存・活用し、地域の歴史と文化に対する意識の高揚を図るなど、市民文化の振興に努めます。

(5) 高等教育機関との連携や誘致

埼玉工業大学をはじめとした高等教育機関との連携により、各種の公開講座の実施や市内企業との技術交流の促進などを通して、特色あるまちづくりを推進します。

また、多様なニーズに対応する人材を育成するため、国や県、関係機関と連携を図りながら、大学、専門学校などの高等教育機関の誘致に関する調査・研究を行うなど、誘致に向けた取り組みを推進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 地域・学校・家庭教育の充実	小・中学校校舎の整備・改修	校舎の耐震診断や改修など
	小・中学校施設の整備・改修	体育館、プール、校庭などの整備・改修
	青少年健全育成事業の推進	学校や家庭、地域が連携して社会環境浄化などの各種活動の実施
(2) 生涯学習の推進	生涯学習センターの整備・充実	地域における自主的な生涯学習活動の場を整備・充実
	図書館の整備・充実とネットワーク化	図書館の整備・充実とネットワーク化
	文化施設の整備・改修	老朽化に伴う施設の改修など
	大学などとの連携強化	大学などとの連携による各種講座の実施など
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	各種スポーツ・レクリエーション施設の整備・改修
	総合型地域スポーツ組織の育成	いつでもだれでも気軽に参加できる総合的なスポーツクラブの結成に対する支援
	スポーツ・レクリエーション活動の促進	各種競技会・大会への支援、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催・支援
(4) 歴史、文化資源の継承・活用	郷土文化・芸能などの保存・再生	伝統芸能や文化財などの保存・再生・活用
(5) 高等教育機関との連携や誘致	高等教育機関の誘致	大学などの高等教育機関の誘致

4 便利で住みよい魅力ある都市の創造〈都市基盤〉

新市は、都心から70km圏に位置する県北の中核的な自立都市への発展が期待されています。国においては、業務核都市などの機能整備が計画され、隣接する熊谷、本庄、東松山、秩父、利根川を挟む太田、伊勢崎、桐生、足利などの諸都市との連携と機能分担により、さらなる都市の発展が期待されます。

また、利根川、荒川の二大河川に囲まれた地形は、豊かな自然環境を育み、地域の重要な産業である農業をはじめ、商業、工業とバランスよく発展する一方で、白鳥が飛来する荒川流域の自然環境は、観光地としての特徴も有しています。

これら地域の発展基盤をもとに、新市においては、関越自動車道花園インターチェンジや近接する嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジ、国道やバイパスなどの広域交流軸を中心とした幹線道路網の整備や公共交通の充実をはじめ、住宅、公園、上・下水道などの都市基盤の充実を図ります。また、中心市街地の活性化や新市街地の創出、さらには、情報通信技術を活用した地域情報化の推進などにより、県北の中核的な自立都市としての一層の機能強化を推進し、「便利で住みよい魅力ある都市」を創造します。

【基本計画】

(1) 道路交通体系の整備

諸都市との連携強化や通過交通による混雑緩和を図るため、国・県道の整備を促進するとともに、新市道路網の骨格を形成する主要幹線道路の整備、さらには身近な生活道路の整備を計画的に推進します。

また、歩行者や自転車などの安全で円滑な利用に配慮し、自転車歩行者専用道路の整備や道路のバリアフリー化、さらには、遊歩道やサイクリングロードの整備を推進するなど、快適な道路環境づくりに努めます。

(2) 公共交通の維持・充実

鉄道・民間路線バスの輸送力増強の促進や市内循環バスの運行路線の再編を行うとともに、駅舎整備の促進や駅周辺の環境整備を推進するなど、公共交通における移動の円滑化と利便性の向上を図ります。

(3) 市街地の整備

豊かな自然環境と都市的魅力を共有し、快適な生活環境を創出するため、土地区画整理事業などの推進により、機能的な都市基盤整備や快適な住環境の形成を図ります。

(4) 上・下水道の整備

水源の確保や水道施設の充実及び節水意識の高揚を図り、安定的な水道水の供給に努めます。また、公共下水道・流域下水道の整備・促進や農業集落排水の計画的な整備・充実を図るとともに、合併処理浄化槽設置の促進により、河川などの水質浄化に努め、生活環境の向上を図ります。

(5) 住宅の整備

公営住宅の整備改善や民間による宅地開発などの適正な誘導を図るとともに、自然をはじめ地域環境に配慮した住宅整備や高齢社会に対応した住宅の供給を促進するなど、快適な居住環境の創出に努めます。

(6) 情報化の推進

関係機関と連携のもと情報通信基盤整備の促進やその多様な活用方策などを調査・研究するとともに、電子自治体の構築による各種市民サービスの情報化を推進するなど、地域間の情報格差の解消や市民サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 道路交通体系の整備	広域幹線道路整備の促進	国道の4車線化・バイパス化の整備を促進
	主要幹線道路の整備・促進	都市の骨格を形成するとともに、広域幹線道路へのアクセス機能を担う道路の整備・促進
	環状道路の整備・促進	新市の主要な交通動脈として、拠点となる地域間の社会経済交流の主軸となる道路の整備・促進
	遊歩道・サイクリングロードの整備・促進<市・県事業>	水や緑の自然環境とふれあえる遊歩道・サイクリングロードの整備・促進
	ゆとりある歩行空間の整備	歩行者や自転車などに配慮した自歩道の整備、地域環境に配慮した植栽整備など
(2) 公共交通の維持・充実	市内循環バスの運行	運行路線の再編
	民間路線バスの利便性の向上<市・県事業>	民間路線バスの維持、輸送力増強の促進
	鉄道駅舎整備の促進	駅舎整備の促進
	鉄道輸送力増強の促進<市・県事業>	輸送力の増強や地域整備と一体となった駅のバリアフリー化などの促進
	駐車場・駐輪場の整備	駅周辺駐車場・駐輪場の整備
	公共交通のバリアフリー化	公共交通におけるバリアフリー化の整備
(3) 市街地の整備	土地区画整理事業の推進	良好な住環境創出のための基盤整備を計画的に実施
	業務核都市の育成整備<県事業>	業務機能・生活支援機能の導入及び商業機能の充実を図り、県北複合都市圏の広域交流拠点としての育成整備
(4) 上・下水道の整備	水道施設の整備	老朽管の更新、配水管の布設など
	公共下水道・流域下水道の整備・促進	汚水管渠の整備、処理施設の維持管理・修繕など
	農業集落排水の整備	農業集落排水施設の整備
	合併処理浄化槽設置の促進	合併処理浄化槽の設置に対する支援と普及促進
(5) 住宅の整備	公営住宅の整備	公営住宅の整備・改修、バリアフリー化
	民間宅地開発の適正誘導	建築確認業務の徹底、開発指導要綱などに基づく指導
(6) 情報化の推進	電子自治体の構築	行政事務、行政手続きなどの電子化と各種システムの構築
	IT研修事業の推進	IT講習会の開催など
	情報通信基盤整備の促進	民間主体による情報通信基盤の整備を促進
	産・学・公・民による情報関連研究開発拠点の整備	企業・大学・行政・市民の連携による情報関連の技術開発・人材育成などの拠点整備に向けた調査・研究

5 活力とにぎわいあふれる産業の創造〈産業振興〉

この地域は、首都圏にあるという立地特性を生かし、特産であるねぎやブロッコリーなどの野菜をはじめ、切花や植木、畜産など、多種多様な農産物を大消費地である東京をはじめとした首都圏へと供給し、関東一の農業地域としての地位を確立しています。また、関越自動車道花園インターチェンジや近接する嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジ、国道17号、国道140号及びそれぞれのバイパス、国道254号の広域幹線道路の整備により、交通利便性が飛躍的に向上し工業集積が進んでいるほか、交流人口の増加とともに商業地も拡大するなど、各産業がバランスよく発展した県北の中核的な都市を形成しています。

しかし、近年における景気の低迷や輸入農産物の増大などにより、各産業は非常に厳しい状況が続いており、新しいまちづくりに際しては、この立地特性や地域固有の資源を生かしながら、地域間競争に打ち勝つ具体的な取り組みを進めることによって新たな発展が期待されています。

特に今後は、地域の一体性を確立するためにも、地域の特徴である農業を重視し、各産業の結びつきによる新たな取り組みが期待されています。

こうした状況をもとに、新市においては、地域資源を生かした個性ある産業の振興を図り、その継続的な発展に努めるとともに、大学などの高等教育機関との連携のもと、既存の地域産業の一層の高度化や新産業の創出を図り、「活力とにぎわいあふれる産業」を創造します。

【基本計画】

(1) 農業の振興

農業については、経営の安定化・効率化を図るための農業生産基盤の整備などを総合的・計画的に推進するとともに、担い手や生産者団体の育成をはじめ、地産地消、販路の拡大を図るほか、農産物のブランド化や資源の有効利用と環境への負荷軽減を図る循環型農業を促進するなど、付加価値の高い農業の確立に努めます。また、農村景観に配慮した集落内の生活環境整備を推進します。

(2) 商業の振興

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるための組織であるTMOなどと連携のもと、魅力にあふれたにぎわいのある商業空間の形成に向けた環境整備を促進するとともに、融資制度をはじめとした各種支援策の充実、商業施設の立地誘導などにより商業の活性化を図ります。

(3) 工業の振興

関係機関と連携しながら優良企業などの立地誘導を推進するとともに、中小企業の経営基盤の強化、人材育成などの支援を図ります。

また、大学などの高等教育機関との連携により研究・技術開発、人材育成、情報、交流などを促進するとともに、情報通信技術（IT）分野をはじめとした新規事業の起業化の支援を図ります。

（4）観光の振興

豊かな自然や郷土の偉人、伝統的な祭りや長い歴史を物語る数多くの文化財などを観光資源として保存・活用するとともに、道の駅をはじめとする観光関連施設とのネットワーク化やイベントの開催、観光情報の提供などを通じて交流人口の拡大を図ることにより、観光の振興に努めます。

（5）複合産業・新産業の創出

関越自動車道花園インターチェンジを有し嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジに近接する優位性を生かした生産流通、物流、さらには、生活に密着した業務サービスなどを併せもつ産業振興の複合拠点づくりに取り組み、農業、工業、商業及び観光産業との連携のもと、複合産業や新産業の創出を図ります。

（6）勤労者福祉の充実

勤労者のゆとりある生活の実現を図るため、中小企業勤労者サービスセンターの活用を促進するとともに、労働相談の充実、勤労者福祉施設の整備・充実に努めます。

また、消費者が自らの生活を守れるよう、各種関連団体と連携しながら、正しい商品知識などについての情報提供や相談業務の充実を図るなど、消費者支援の体制づくりを推進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 農業の振興	農道の整備	農道の計画的な整備
	農業生産基盤の整備・促進	ほ場・かんがい施設・農道などの一体的な基盤整備 ＜県事業＞ ・畑地帯総合農地整備事業（豊里東部地区） ・農道の整備（中央通り線）＜大里中央地区、大里中央2期地区＞
	農業用水利施設の整備・促進	農業用排水路などの整備 ＜県事業＞ ・かんがい排水事業（（仮称）大塚地区、矢島弥藤吾地区、玉淀地区） ・基幹整備促進事業かんがい排水事業（櫛挽北東部） ・国営かんがい排水事業（神流川沿岸地域） ・農地防災事業（大里地区） ・ほ場整備事業（山王地区）
	市民農園の整備・促進	遊休農地を活用した市民農園の整備・促進
	農産物のブランド化	有機栽培など農産物の高付加価値化、特産物のPR活動の充実
	地産地消事業の推進	市内消費の拡大に向けた直売所の充実、学校給食への導入、郷土料理の普及促進など
	農村集落環境の整備	農業集落排水や集落内道路など農村環境の整備
(2) 商業の振興	商業地域活性化事業の推進	関係機関と連携した商業空間の整備、空店舗の活用促進、各種イベント開催の支援など
	融資制度の充実	中小小売店の育成と経営の安定化に向けた融資制度の充実
(3) 工業の振興	中小企業支援事業の推進	融資制度の充実と活用促進、関係機関と連携した経営相談・指導の充実、異業種交流の促進など
	企業誘致の推進	企業誘致に関する調査・研究
	産・学・公・民の連携強化	研究・技術開発、人材育成、情報、交流などの促進
(4) 観光の振興	観光資源の保存・活用	観光資源の保存、遊歩道などの周辺環境整備、集客に向けたPR活動など
	観光関連施設の整備・充実	道の駅などの観光関連施設の整備・充実
(5) 複合産業・新産業の創出	先端技術産業などの立地誘導	産業振興の複合拠点機能として先端技術産業などの立地促進
	地場産業の育成・支援	市内産業の活性化
(6) 勤労者福祉の充実	就業環境の充実・支援	中小企業勤労者サービスセンターの活用促進、労働相談の充実
	消費者支援の充実	消費生活情報の提供、相談体制の充実

6 参画と交流による市民が主役のまちの創造〈コミュニティ・交流〉

まちづくりは、市民と行政が一体となって進めるものであり、地域活動や市民活動などの市民の主体的な取り組みは、今後、ますます重要となります。近年、行政や地域への市民の関心は高まっており、行政やまちづくりに対する市民参画の機運も強まる傾向にあります。今後、ますます多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、市民と行政の協働による地域づくりが必要となっています。そのためには、男女共同参画のための環境づくりをはじめ、人権教育などを充実し、差別のない社会や人間関係のあたたかいまちを実現することが求められています。

また、交通環境の充実に伴い、人々の生活圏は飛躍的に拡大し、今後のまちづくりは市外から訪れる人々をも対象とした施策が必要であり、地域の活性化を図るうえで、地域と地域が相互に交流・連携することが求められています。

こうした状況のもと、新市においては、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、ともに考え、ともに行動できるよう、まちづくりに主体的に参画できる仕組みづくりを進めます。また、非営利組織（NPO）やボランティアの育成、各種情報提供などを行うとともに、市民主体の国際交流、地域間交流などを推進し、「参画と交流による市民が主役のまち」を創造します。

【基本計画】

（1）地域活動・市民活動の促進

地域における連帯意識の高揚と市民による主体的な活動を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動をはじめとした地域活動や市民活動を支援するとともに、コミュニティ施設などの活動拠点の充実を図ります。

（2）人権の尊重

すべての人がともに支えあう差別のない社会や人間関係のあたたかいまちを実現するため、人権教育や啓発活動を通じて人権問題に関する正しい理解と認識を深めるなど、人権意識の高揚を図ります。

（3）男女共同参画の促進

あらゆる分野において女性と男性がともに参画することのできる社会づくりを目指し、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、女性活動センターの充実を図ります。

(4) 国際・地域間交流の推進

国際的視野をもった人材の育成や市民・民間レベルでの相互理解を高めるため、中学生の海外派遣や各種交流事業の促進により、国際交流の一層の推進に努めます。

他地域住民との交流機会や地域間の連携・協力体制を充実するため、市民主体の各種交流活動を支援するとともに、共同イベントの開催などにより、地域間交流を促進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1) 地域活動・市民活動の促進	コミュニティ施設の整備	コミュニティセンターの充実、自治会館などの整備支援
	コミュニティ・非営利組織（NPO）活動の支援	コミュニティ・非営利組織（NPO）活動に対する情報提供や団体相互のネットワーク化、人材育成などへの支援
(2) 人権の尊重	人権意識の高揚	地域・学校・家庭における人権教育・啓発の推進、人権相談の充実
(3) 男女共同参画の促進	女性活動センターの充実	市民ニーズを踏まえた機能の充実、施設の活用促進
	男女共同参画意識の高揚	男女共同参画活動の支援、各種情報の提供
(4) 国際・地域間交流の推進	国際交流事業の促進	中学生の海外派遣、民間レベルの交流活動の促進
	地域間交流事業の促進	小・中学生の友好交流の推進、市民主体の各種交流事業の支援

7 公正・公平で開かれた行財政運営の推進〈行財政〉

少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展など、社会経済情勢や生活環境の変化に伴い、行政ニーズはますます多様化・高度化しており、限られた財源のもとで最大の効果をあげることができるよう、一層の効率的かつ効果的な行財政運営が求められています。

一方、まちづくりについては、行政のみならず各種の情報を積極的に提供するとともに、市民の意見を広く伺い、市民と事業者、そして行政との三者の協働により、地域の課題解決や活性化に取り組むことが必要となっています。

また、まちづくりを進めるうえでは、すべての人が暮らしやすいよう、人づくり、まちづくり、ものづくりなどに配慮し、だれもが自分の意志に基づき活動し、生活できるような仕組みづくりが求められています。

このような状況のなか、新市における行財政運営にあたっては、市政を取り巻く社会経済動向を的確に捉え、健全な財政運営を推進し、行財政改革をはじめ、行政評価制度の導入、情報公開などを進めるほか、ユニバーサルデザインの視点から行政施策を展開するなど、市民満足度の高い行政サービスを目指し、「公正・公平で開かれた行財政運営」を進めます。

【基本計画】

(1) ユニバーサルデザインの推進

それぞれの特性や差異に応じたコミュニケーション手段を取るなど、多様できめ細かなサービスの提供、各種媒体を活用した迅速・確実でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、だれもが参加しやすい環境の整備や機会の確保、さらには、ユニバーサルデザインに関する市民意識の高揚を図るなど、行政施策における積極的な取り組みを推進します。

(2) 市民満足度の高い行政サービスの推進

行政評価制度やISO9001※認証制度に基づく事務処理の推進により、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、職員給与の適正化、民間活力の導入や行政サービスの外部委託などによる行政コストの削減、計画的な定員管理や弾力的な人員配置による組織のスリム化、職員の資質向上などの行財政改革を推進します。

また、広域行政の推進により、広域的課題の解決を図るとともに、事務の効率化に努めます。

さらに、広聴広報活動の充実により、市民ニーズを市政に反映するとともに、積極的な情報提供による市民との情報の共有化を図るなど、市民と行政の協働による市政運営を推進します。

※ISO9001

国際標準化機構が定めた顧客の立場から供給者に対して要求される「品質マネジメントシステム」が具備すべき必要事項をまとめて作成された国際規格であり、品質管理及び品質保証の仕組みの規格のことです。

(3) 情報公開の推進

個人情報保護を踏まえた情報公開制度の充実を図り、開かれた行政を推進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業	事業概要
(1)ユニバーサルデザインの推進	公共空間のユニバーサルデザイン化	公共施設整備におけるユニバーサルデザイン化の推進
	ユニバーサルデザインの意識の高揚	各種情報の提供による普及促進
(2)市民満足度の高い行政サービスの推進	行財政改革の推進	職員給与の適正化、民間活力の導入、外部委託の推進、計画的な定員管理、職員資質の向上など
	行政評価・ISO9001認証の推進	行政サービスを市民の視点から評価・点検し、改善する仕組みづくり
	広域行政の推進	広域行政事務の充実
	広聴・広報の充実	各種広聴事業の充実、市民にわかりやすい行政情報の提供
(3)情報公開の推進	情報公開制度の充実	個人情報保護を踏まえた情報公開制度の充実

第6章 主要プロジェクト

新市の一体性を育み、活力に満ち、魅力あるまちを築き上げるため、主要プロジェクトとして次の11のプロジェクトを先導的・重点的に推進します。

これらプロジェクトは新市のまちづくりの推進にあたり「核」となる施策として位置づけ、今後、検討を重ねながら進めます。そのため、新市においてこれらプロジェクトを推進するにあたっては、財政への影響を十分考慮し、住民意向の把握や関係機関との連携などに配慮して取り組みます。

○循環型社会形成プロジェクト

これからの環境問題は、水質汚濁や大気汚染の防止、廃棄物処理などの対応を行うだけでなく、日常生活や産業活動が生態系と調和し、地域の持続性を保持する循環型社会の形成を図っていく必要があります。

そのため、農業や工業、商業などの多様な産業における廃棄物などの削減に加え、これらを経済活動に再活用する仕組みを構築し、廃棄物堆肥化施設の機能強化を促進するなど、市内における循環型社会の形成を図ります。

- 廃棄物堆肥化施設の充実
- ISO14001※認証の推進
- リサイクル活動の促進

※ISO14001

国際標準化機構が定めた「環境マネジメントシステム・環境監査に関する国際規格」であり、原料の調達、生産、販売などの企業活動のあらゆる側面で、環境への影響を評価、点検し、改善するためのものです。

○健康・福祉総合拠点プロジェクト

少子高齢化の進行や健康づくりに対する市民の意識が高まるなか、だれもが安心して暮らせるよう、保健・福祉さらには医療が相互に連携し、一貫した生活支援体制を確立することが求められています。

そのため、保健・福祉・医療に関するニーズの把握からサービスの提供までの支援を中心的に行う総合的な保健福祉拠点づくりを進めるとともに、救急医療体制の整備・充実に努めるなど、地域における保健・福祉・医療体制のさらなる充実に努めます。

- 総合保健福祉施設の整備・充実
- 医療・救急体制の整備・充実

○子育て環境推進プロジェクト

急速に少子化が進行している背景には、晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下などがあげられますが、特に出生率の低下には、子育てしにくい環境が広がっていることがあり、子どもをもつこと、そして育てることに喜びを感じられる地域社会の構築が求められています。また、結婚や出産に対する意識と生活様式の変化などにより、保育ニーズの多様化や就労環境の充実など、仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、新市においては、将来を担う子どもたちを地域で安心して育むことのできる環境を整えるため、地域、民間などと連携して、多様なニーズにあった子育て支援の取り組みを進めます。

- 男女共同参画意識の高揚
- 保育サービスの充実
- 幼保一元化の推進
- 児童・保育施設の整備・充実

○市民ひとり1学習、1スポーツ推進プロジェクト

余暇時間の増加や価値観の多様化などにより、生涯を通じた学習・スポーツ活動に対する市民ニーズは高まってきています。また、学校教育においては、完全学校週5日制や総合的な学習の時間などが導入され、地域学習やスポーツ活動が活発化する傾向にあります。

一方、市民の健康づくりに対する関心も高まりをみせており、健康の維持・増進に向けてスポーツ活動の果たす役割は大きくなっていきます。

そのため、公民館施設や図書館などの整備・充実により学習環境を充実するとともに、スポーツ指導者の育成や身近にスポーツができる環境づくりを進め、大学などの高等教育機関をはじめ、関係機関と連携・協力のもと、「市民ひとり1学習、1スポーツ」に取り組むことができる基盤づくりを進めます。

- 生涯学習センターの整備・充実
- 図書館の整備・充実とネットワーク化
- 大学などとの連携強化
- 総合型地域スポーツ組織の育成
- スポーツ・レクリエーション活動の促進

○広域連環都市圏形成プロジェクト

新市は、首都機能の分散化を担う業務核都市として位置づけられ、商業、文化、情報、サービス、業務などの都市機能の集積を図ることが求められています。

また、県北地域の中核的な自立都市として、職・住・遊・学のバランスのとれた生活空間を創造する一翼を担う地域としての発展も期待されています。

こうした新市の発展基盤をもとに、隣接する熊谷、本庄、東松山、秩父さらには、太田、伊勢崎、桐生、足利などの連環する諸都市との連携と機能分担を図り、高次都市機能を備えた首都圏を代表する新産業都市圏の形成を目指します。

そのため、新市においては、関越自動車道花園インターチェンジや近接する嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジなど広域交通網への接続、地域高規格道路である西関東連絡道路、熊谷渋川連絡道路をはじめ、国・県道の整備を促進するなど、隣接する諸都市への交通アクセスの向上を図るとともに、都市基盤・住環境整備などを推進し、交流人口の増大による新産業の興隆と市内産業のさらなる活性化を促進します。

- 広域幹線道路整備の促進
- 主要幹線道路の整備・促進
- 土地区画整理事業の推進
- 公共下水道・流域下水道の整備・促進

○市内15分道路網推進プロジェクト

新市が自立した生活圏としての機能を確立するためには、道路網の整備は最も重要な取り組みの一つです。市民の通勤、通学、通院、買い物などの日常生活における利便性の向上に努めることはもとより、新市としての一体性を高め、地域の均衡ある発展を図るためには、市内拠点地域などをネットワークする主要幹線道路や環状道路の再編・整備が必要不可欠であり、新市においては、市内各地域へ15分程度で移動できるような道路網の整備を進めます。

また、道路網の整備に伴い、既存バス輸送の維持と利便性の向上を図り、公共交通の充実に努めます。

- 主要幹線道路の整備・促進
- 環状道路の整備・促進
- ゆとりある歩行空間の整備

○鉄道輸送力の増強促進プロジェクト

新市においては、JR高崎線、秩父鉄道の2つの路線に、あわせて6駅が設置されており、市民生活における移動手段として重要な役割を担っています。また、駅周辺には市街地が形成されており、地域における生活拠点としての機能を有しています。

これらの路線は、新市の広域交通を支える重要な役割を果たしており、輸送力の増強は、鉄道利用における市民の利便性の向上のみならず、地域に訪れる交流人口、定住人口の増加を誘引し、こうした人の流れが地域の活性化を大きく促進するものであり、新市の活力向上を図るためには鉄道輸送力の増強が必要不可欠です。

そのため、新市においては、関係機関との連携により、一層の鉄道輸送力の増強を促進するとともに、駐車場・駐輪場の整備をはじめとした周辺環境整備などを推進します。

- 鉄道輸送力増強の促進
- 駐車場・駐輪場の整備

○地域情報化推進プロジェクト

パソコンや携帯電話の普及により、情報化社会は急速に進展しています。新市における情報の共有化といった視点からも、情報化への取り組みは大きな課題となっています。しかし、現実には情報通信基盤の整備水準での地域格差や、情報活用能力における世代間格差などが見られています。

そのため、民間との連携により情報通信基盤の整備を進めるとともに、市民の情報活用能力の向上を支援し、いつでも、どこでも、だれもが地域情報化の利便性を享受できるような地域社会の形成を目指します。

- 電子自治体の構築
- IT研修事業の推進
- 情報通信基盤整備の促進
- 産・学・公・民による情報関連研究開発拠点の整備

〇インターチェンジを活用した産業活力再生プロジェクト

関東一の農業地域となる新市においては、農作物のブランド化の維持・向上などにより、産業の基幹性をさらに高め、農業からまちづくりを見直すことが求められています。

また、工業、商業においては、長引く景気の低迷による厳しい経営環境のもと、さらなる振興策が求められており、これら産業の活性化は、新市の発展に必要不可欠となっています。

そこで、新市においては、広域交通の要衝である関越自動車道花園インターチェンジを有し嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジに近接する優位性を生かした生産流通、物流、さらには、生活に密着した業務サービスなどを併せもつ産業振興の複合拠点づくりに取り組み、農業、工業、商業及び観光産業との連携のもと、複合産業や新産業の創出を図ります。併せて、先端技術産業や商業施設、流通拠点基地の立地誘導、地場産業の育成・支援を図るなど、産業活力再生に向けた拠点づくりを進め、市内産業の一層の活性化を促進します。

- 先端技術産業などの立地誘導
- 地場産業の育成・支援

〇うるおいと安らぎを実感できる美しいまちづくり推進プロジェクト

都市化の進展に伴い、経済や行政などにおいては効率性やスピード化が求められる一方で、日常生活においては、ゆとりをもつ、ゆったり生きる、自然とともに過ごす、古いものを大切にすることなどが、効率やスピードと共存することの重要性も高まっており、各地でその取り組みがはじまっています。

そのため、新市においては、「スロータウン」の考え方を取り入れたまちづくりを進めるため、市民や事業者、行政の協働により「心安らぐ、花と緑のまち」を目指し、ガーデニングなどによる美しい景観づくりを推進するなど、生活にうるおいと安らぎを実感できる美しいまちづくりを推進します。

また、郷土文化・芸能、郷土料理、自然環境などの貴重な地域資源を見直すとともに、これらを保存・再生することにより、地域の愛着や市民相互の連帯感の醸成を図ります。

さらには、消費者と生産者の交流や対話による信頼関係のもとで、新鮮で安全な食料の供給や地域環境の保全を図るため、地産地消の取り組みを推進します。

- 美しい景観づくり
- 川岸などの景観・緑地の保全・創造
- 郷土文化・芸能などの保存・再生
- 地産地消事業の推進

○すべてにやさしいユニバーサルデザイン推進プロジェクト

少子高齢化や国際化がさらに進んでいくなかで、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、女性も男性も、外国の人もすべての人が、それぞれの特性や差異を越えて、暮らしやすく、活動しやすい社会をつくっていくことが重要な課題となっています。

新市では、住む人も訪れる人も快適と感じる「笑顔にあふれ活力を創出する しあわせ市民都市」の実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、だれもが暮らしやすい都市づくり、すべての人に配慮したサービス・情報の提供を進め、すべての人が自己の意思に基づき社会参加できるようなまちづくりを進めます。

- 公共空間のユニバーサルデザイン化
- ユニバーサルデザインの意識の高揚

第7章 新市における埼玉県事業の推進

第1節 埼玉県の役割

埼玉県は、新市の特性を活かした施策展開を図ることにより、新市の速やかな一体化と自立性の高い地域づくりを支援することとします。

第2節 新市における主な埼玉県事業

1 河川砂防整備事業の推進

台風や大雨による水害・土砂崩落などの災害から市民の生命や財産を守るとともに、うるおいと安らぎのある水辺環境を創造するため、河川砂防整備事業を推進します。

<主要事業>

○福川の調節池整備

2 小児救急医療支援事業の推進

休日や夜間の子どもの救急医療を充実させるため、新市を含む深谷地区第二次救急医療圏における「小児救急医療支援事業」の拡充に向け、関係市町村、医療機関などとの協議を推進します。

3 道路整備の推進

新市における円滑な交通体系を確立するため、計画的に県道の整備を推進するとともに、市道の整備についても支援を行います。

また、整備にあたっては、子どもや高齢者をはじめとした歩行者・自転車通行の安全性の確保や、周辺環境に配慮し道路沿線の緑化を行うなど、快適な道路環境づくりを推進します。

<主要事業>

(1) 主要幹線道路

- 主要地方道深谷寄居線付替え道路（中央通り線）の整備
- 主要地方道深谷嵐山線（中央通り線）の改良
- 主要地方道花園本庄線（中央環状線・バイパス）の整備

(2) その他幹線道路

- 主要地方道深谷嵐山線の改良
- 一般県道深谷停車場線の改良
- 一般県道中瀬普濟寺線の改良

(3) 自転車道

- 利根川自転車道の整備

4 既設鉄道線の利便性の向上

鉄道利用者の利便性の向上と地域の活性化を図るため、JR高崎線、秩父鉄道の各線において、輸送力の増強や地域整備と一体となった駅のバリアフリー化などを促進します。

5 利用しやすいバス網の整備への支援

市民に身近な公共交通機関である路線バスの利用促進を図るため、バスの利便性・快適性の向上など、利用しやすい路線バス網の整備を促進します。また、生活に不可欠なバス路線の維持・確保のための支援を行います。

6 農業生産基盤整備の推進

農業生産基盤の安定化を図るため、ほ場整備や農道整備などを推進します。また、取水堰や排水機場幹線用水路などの基幹農業水利施設の計画的な更新整備を推進し、新市における農業の発展や土地利用の変化に対応した水資源の確保と水循環の確立を図ります。

<主要事業>

- かんがい排水事業（(仮称)大塚地区、矢島弥藤吾地区、玉淀地区）
- 畑地帯総合農地整備事業（豊里東部地区）
- 基幹整備促進事業かんがい排水事業（蘆挽北東部）
- 国営かんがい排水事業（神流川沿岸地域）
- 農地防災事業（大里地区）
- ほ場整備事業（山王地区）
- 農道の整備（中央通り線）<大里中央地区、大里中央2期地区>

7 新市の発展を支えるプロジェクトの推進

真の豊かさが実感できる魅力ある地域づくりを進めるため、熊谷・深谷業務核都市基本構想などに基づく各種施策を積極的に推進します。

<主要事業>

- 業務核都市育成整備推進事業
業務機能・生活支援機能の導入及び商業機能の充実などを図り、北部複合都市圏の広域交流拠点となる都市として育成整備を推進します。

第8章 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置については、既存の公共施設の有効利用を基本とし、地域の特性や公共施設の整備状況、市民の意向、地域全体としてのバランス、健全な財政運営などを十分に考慮しながら取り組みます。

なお、東日本大震災での影響を受け、災害時に拠点施設として機能すべき本庁舎建設を最優先に進めていくこととし、併せて、合併後の一体性の確立や地域全体の均衡ある発展と住民の利便性等に最大限配慮した整備に努めるものとします。

第9章 財政計画

第1節 財政計画の基本的な考え方

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併後の平成18年度から令和7年度までの20年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績を踏まえ、合併による歳出の削減効果や、合併特例債など国の財政支援、住民サービスの充実、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映し、普通会計で作成しています。

なお、項目ごとの主な前提条件は次のとおりです。

第2節 歳入・歳出

1 歳入

(1) 地方税

過去の実績、今後の人口の推移などを踏まえ、現行制度を基本として算定しています。また、住民負担の増減による影響額を見込んでいます。

(2) 地方消費税交付金

過去の実績などにより算定しています。

(3) 地方特例交付金

過去の実績などにより算定しています。

(4) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定するとともに、合併直後の臨時的経費に係る普通交付税措置と特別交付税措置を見込んでいます。また、合併特例債の借り入れに伴う交付税算入分を見込んでいます。

(5) 分担金及び負担金

過去の実績などにより算定しています。

(6) 国庫支出金・県支出金

過去の実績や歳出推計額との連動を考慮して算定しています。

(7) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金からの繰入及びその他特定目的基金を効率的に活用する方針のもとで推計しています。

(8) 地方債

後年度の償還負担を考慮し、新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債及び臨時財政対策債を見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

合併による特別職などの削減、退職者の補充抑制による一般職職員の削減を見込んでいます。

(2) 物件費

過去の実績、今後の経済状況の見通しなどにより算定するとともに、合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(3) 維持補修費

過去の実績を踏まえ推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績を踏まえ推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績などを踏まえ推計しています。

(6) 公債費

平成30年度までの地方債の借り入れに係る償還予定額に、令和元年度以降の新市建設計画事業に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて見込んでいます。

(7) 繰出金

現行の特別会計への繰出金の推移を想定し、それぞれ積み上げて算定しています。

(8) 普通建設事業費

財政運営の健全性確保を前提に、新市建設計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んでいます。

財政計画（平成18年度～令和7年度）

（1）歳入内訳

単位：百万円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方 税	18,078	19,702	19,734	18,592	18,361	18,606	18,467	18,802	18,737	18,599	19,193	19,405	19,368	18,783	18,517	18,345	18,392	18,413	18,141	18,167
地方 譲与 税	1,915	843	810	761	740	720	677	645	615	643	637	637	643	645	645	645	647	648	648	651
利子 割交付金等	164	189	108	91	89	80	82	214	240	230	123	211	164	166	166	166	166	166	166	166
地方 消費 税 交付金	1,340	1,304	1,196	1,277	1,275	1,260	1,251	1,240	1,490	2,412	2,135	2,261	2,540	2,450	2,588	2,589	2,588	2,588	2,588	2,588
ゴルフ場利用税交付金	60	58	53	49	45	42	44	43	40	41	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
自動車取得税交付金	718	621	560	329	285	165	293	254	119	194	200	264	273	143	0	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	200	200	200	200	200	200
地方 特例 交付金	487	125	260	288	354	276	97	99	96	95	103	105	99	310	118	102	102	102	102	102
地方 交 付 税	5,710	5,135	5,866	6,576	7,788	9,923	8,095	7,780	8,229	8,599	7,313	6,803	6,397	6,676	5,895	5,966	6,155	6,091	5,968	5,857
交通安全対策特別交付金	37	37	32	32	31	30	29	29	25	27	24	22	21	20	18	17	16	15	13	12
分担金及び負担金	1,126	1,169	1,188	1,136	631	1,147	1,166	1,254	1,271	1,231	1,151	1,086	1,100	907	702	702	702	702	702	702
使用料及び手数料	720	722	704	692	1,155	757	755	684	613	623	627	628	621	607	590	590	590	590	590	590
国庫支出金	4,023	4,893	4,072	7,982	6,925	6,119	6,176	6,141	6,721	7,122	7,798	7,650	7,417	7,867	8,556	8,940	9,249	9,411	9,815	10,101
県支出金	1,623	2,003	2,048	1,884	2,550	2,585	2,618	2,713	6,494	6,609	3,383	3,262	3,293	3,111	3,419	3,519	3,625	3,718	3,811	3,913
財産収入	913	355	216	143	125	151	221	199	255	704	522	347	202	117	117	117	117	117	117	117
寄附金	8	18	6	26	84	19	50	21	21	211	326	299	262	231	231	231	231	231	231	231
繰入金	2,795	260	2,182	3,165	1,493	2,220	395	1,536	3,239	485	366	345	466	1,033	2,740	3,820	1,890	2,200	2,680	3,730
繰越金	3,178	5,389	4,425	3,715	4,086	3,074	3,333	3,415	4,298	4,977	4,733	4,332	3,128	3,484	669	680	663	654	660	647
諸収入	971	996	1,052	1,089	984	1,315	1,293	1,198	1,151	939	813	796	794	756	756	756	1,194	1,194	1,194	1,194
地方債	3,213	3,153	2,633	3,903	6,319	5,524	4,489	5,551	5,323	2,743	2,058	3,011	4,486	10,731	6,124	4,409	4,923	5,007	3,879	3,846
合併特例債	805	1,494	1,252	1,864	5,306	3,508	3,441	3,244	3,092	1,344	584	1,962	2,980	9,095	2,090	671	142	149	77	54
その他	2,408	1,659	1,381	2,039	1,013	2,016	1,048	2,307	2,231	1,399	1,474	1,049	1,506	1,636	4,034	3,738	4,781	4,858	3,802	3,792
歳入総額	47,079	46,972	47,145	51,730	53,320	54,013	49,531	51,818	58,977	56,484	51,546	51,504	51,313	58,168	52,078	51,830	51,485	52,081	51,538	52,846

(2) 歳出内訳

単位：百万円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	10,343	9,967	9,615	9,237	8,825	8,740	8,576	8,261	8,468	8,418	8,175	8,219	8,271	8,462	9,231	9,288	9,304	9,288	9,296	9,354
物件費	5,380	5,426	5,384	5,614	5,736	5,796	5,794	5,774	6,055	5,638	5,808	6,047	5,963	6,044	6,193	5,626	5,711	5,797	5,884	5,972
維持補修費	224	360	192	217	206	173	176	166	170	129	165	145	100	137	143	151	158	166	174	183
扶助費	6,779	7,257	7,436	7,775	10,069	10,679	10,815	11,231	12,002	12,590	13,115	13,375	13,434	14,163	15,214	15,841	16,513	17,144	17,802	18,486
補助費等	4,858	4,524	4,895	7,858	4,820	4,697	4,474	4,155	8,969	9,156	4,408	4,065	4,303	3,819	3,731	3,768	3,759	3,744	3,787	3,775
公債費	3,357	3,572	3,768	3,488	3,569	6,898	3,545	3,856	3,643	3,112	3,091	2,974	2,908	3,062	2,945	3,431	3,699	3,868	4,062	4,180
債立金	1,117	1,883	2,025	1,522	6,014	1,512	1,955	1,808	1,909	2,694	2,738	3,211	1,303	1,156	120	130	122	117	120	113
投資・出資・貸付金	464	509	589	731	1,124	2,224	2,169	2,316	1,833	588	416	402	391	486	429	399	333	301	243	235
繰出金	3,802	3,812	4,068	3,927	4,107	4,768	3,679	4,768	4,987	4,120	4,016	4,381	4,000	4,385	4,497	4,566	4,561	4,612	4,748	4,894
普通建設事業費	5,403	5,291	5,458	7,275	5,705	5,179	4,927	5,185	5,964	5,306	5,282	5,557	7,156	15,795	8,896	7,966	6,671	6,384	4,776	4,980
その他	0	0	0	0	0	14	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出総額	41,727	42,601	43,430	47,644	50,175	50,680	46,116	47,520	54,000	51,751	47,214	48,376	47,829	57,509	51,399	51,166	50,831	51,421	50,892	52,172

資料

1-1 合併による節減効果の試算（仮定）

合併によるスケールメリットと徹底した行財政運営の合理化・効率化を図ることにより、経費の節減を図ることが可能となります。

なお、現段階では、仮定による試算として額を算出するものとします。

1 常勤特別職の人件費

首長、助役、収入役、教育長の常勤特別職の役職については、新市発足により統合され、経費は削減されます。

合併初年度における新市の常勤特別職の役職数については、市長1人、助役1人、収入役1人、教育長1人の4人体制として試算します。

新市における人件費については、1市3町のなかで最も高い深谷市の実績を採用して試算します。

※ 算出方法（平成15年度決算額を採用）

$$\begin{aligned} & \left[1 \text{市} 3 \text{町の常勤特別職人件費合計} - \left(\text{新市の常勤特別職} 1 \text{人当たりの人件費} \times 4 \text{人} \right) \right] \times 10 \text{年間} \\ = & \left[201,630 \text{千円} - \left(17,053 \text{千円} \times 4 \text{人} \right) \right] \times 10 \text{年間} \\ = & 1,334,180 \text{千円} \end{aligned}$$

10年間の経費節減効果 13.3億円

(平成15年度)

	特別職数(人)	特別職人件費(円)	同1人当たり(円)
深谷市	4	68,210,304	17,052,576
岡部町	3	35,389,235	11,796,412
川本町	4	51,104,050	12,776,013
花園町	4	46,926,093	11,731,523
計	15	201,629,682	13,441,979

各市町における平成15年度決算額

※ 常勤特別職の人件費には各市町が事業主として、「埼玉県市町村職員共済組合」に支払う共済負担金、「埼玉県市町村職員退職手当組合」に支払う退職手当負担金、「地方公務員災害補償基金埼玉県支部」に支払う地公災負担金が含まれます。

※ 深谷市は、平成15年度に助役を2人配置していましたが、現時点では1人のため、試算では平成15年度の助役の人件費を1人分で算出しています。

※ 岡部町は、平成15年10月19日より助役を配置していないため、特別職は、町長、収入役、教育長の3人分で算出しています。

2 議員報酬（人件費）

議員数については、合併後の法定定数上限の34人とし、議員報酬（人件費）は1市3町のなかで最も高い深谷市の実績を採用して試算します。

なお、合併特例法第6条の規定に基づく、定数に関する特例を適用する場合も考えられることから、合併初年度より4年間は、定数上限68人（合併後の法定定数上限34人の2倍を超えない範囲内である68人以内の上限）を採用し、5年度以降は34人にて試算します。

さらに、合併特例法第7条の規定に基づく、在任に関する特例を適用する場合も考えられることから、在任特例期間を2年間で仮定し、合併初年度より2年間は77人を採用し、3年度目からは34人にて試算します。

※ 算出方法（平成15年度決算額を採用）

1市3町の議員人件費合計＝373,224千円

(1) 合併特例法を適用しない場合

〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×34人）〕×10年間
 ＝〔373,224千円－（7,442千円×34人）〕×10年間
 ＝1,201,960千円

10年間の経費節減効果 12.0億円

(2) 定数特例を適用した場合

〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×68人）〕×4年間＋
 〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×34人）〕×6年間
 ＝〔373,224千円－（7,442千円×68人）〕×4年間＋
 〔373,224千円－（7,442千円×34人）〕×6年間
 ＝189,848千円

10年間の経費節減効果 1.9億円

(3-1) 在任特例を適用した場合（深谷市の人件費で試算）

〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×77人）〕×2年間＋
 〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×34人）〕×8年間
 ＝〔373,224千円－（7,442千円×77人）〕×2年間＋
 〔373,224千円－（7,442千円×34人）〕×8年間
 ＝561,948千円

10年間の経費節減効果 5.6億円

(3-2) 在任特例を適用した場合（各市町現行の人件費で試算）

※ 新市誕生後2年間は、現行報酬のため節減額は発生しない。3年度目以降は、深谷市の1人当たりの人件費で試算する。

〔1市3町の議員人件費合計－（新市の議員1人当たりの人件費×34人）〕×8年間
 ＝〔373,224千円－（7,442千円×34人）〕×8年間
 ＝961,568千円

10年間の経費節減効果 9.6億円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
合併特例法を適用しない場合の議員数(法定数)	34	34	34	34	34
定数特例を適用した場合の議員数(合併特例法第6条)	68	68	68	68	34
在任特例を適用した場合の議員数(合併特例法第7条)	77	77	34	34	34

(平成15年度)

	議員数(人)	議員給与(円)	同1人当たり(円)
深谷市	24	178,606,468	7,441,936
岡部町	19	70,274,194	3,698,642
川本町	18	66,039,264	3,668,848
花園町	16	58,304,203	3,644,013
計	77	373,224,129	4,847,067

各市町における平成15年度決算額

※ 議員人件費には、「市議会（町村議会）議員共済会」に支払う共済負担金が含まれます。

3 一般職（人件費）

1市3町においては、これまでも事務事業や組織・機構の見直し、民間委託の活用、情報化などを積極的に推進し、職員の縮減に努めてまいりました。

新市においても、さらなる行財政改革を推進するとともに、職員の英知を結集し、分権時代に対応した簡素で効率的な事務処理と、地域の実情に応じた創意工夫を講じることで、より総合的な行政サービスを展開します。

新市発足後 10 年間の定年退職者数は、416 人となりますが、前年度の退職者の3分の2を新規採用する「退職・2/3採用方式」により、10 年間かけて 135 人の縮減に努めます。

なお、より具体的な職員の縮減数につきましては、新市において策定する「定員適正化計画」に委ねるものとします。

＜算出方法（平成15年度決算額を採用）＞

現在の1市3町における職員は、平成17年度より10年間で416人の定年退職を迎えることから、新市においては、その3分の2の約281人を補充し、10年後には、135人を縮減する。

試算では、毎年度の退職者数の3分の2を新規補充するものとして、1年目の縮減効果は退職者数の3分の1にあたる5人分で、次の年も退職者数の3分の1にあたる10人分の縮減効果が生まれ、前年度の縮減効果と併せた15人分の縮減効果が生れるとの考えのもと試算する。

10年間の縮減効果 1年度目（5人）+2年度目（5人+10人=15人）+3年度目（15人+10人=25人）+4年度目（25人+14人=39人）+5年度目（39人+22人=61人）+6年度目（61人+12人=73人）+7年度目（73人+14人=87人）+8年度目（87人+17人=104人）+9年度目（104人+16人=120人）+10年度目（120人+15人=135人）=664人…664人分の縮減効果

10年間削減効果＝

1市3町における平成15年度決算額よりみた1人当たりの職員人件費×10年間の縮減効果人数
＝8,204千円×664人＝5,447,456千円

10年間の経費節減効果 54.5億円

（平成15年度）

	職員数(人)	職員人件費(円)	同1人当たり(円)
深谷市	669	5,421,715,415	8,104,208
岡部町	191	1,599,538,376	8,374,546
川本町	123	999,472,486	8,125,793
花園町	110	946,386,778	8,603,516
計	1,093	8,967,113,055	8,204,129

各市町における平成15年度決算額

※ 一般職の人件費には各市町が事業主として、「埼玉縣市町村職員共済組合」に支払う共済負担金、「埼玉縣市町村職員退職手当組合」に支払う退職手当負担金、「地方公務員災害補償基金埼玉県支部」に支払う地公災負担金が含まれます。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	10年間計
定年退職者数	H17 17人	H18 30人	H19 31人	H20 44人	H21 66人	H22 38人	H23 43人	H24 51人	H25 50人	H26 46人	416人
職員2/3採用	H18 12人	H19 20人	H20 21人	H21 30人	H22 44人	H23 26人	H24 29人	H25 34人	H26 34人	H27 31人	281人
削減人数	5人	10人	10人	14人	22人	12人	14人	17人	16人	15人	135人

4 委員等報酬

非常勤特別職である委員などの報酬については、統計調査や選挙執行など臨時的な増減要因がありますが、合併することにより委員数の縮減が可能となります。

※ 算出方法（平成15年度決算額を採用）

合併前の議員数は77人であり、新市では地方自治法上の議員上限数が34人となることから、この減少率と同程度に非常勤特別職も減少するものと仮定し10年間分を試算する。

〔1市3町の委員等報酬合計

－（1市3町の委員等報酬合計×新市の議員上限数/合併前の議員数）〕×10年間

＝〔134,088千円－（134,088千円 × 34人/77人）〕×10年間
＝748,800千円

10年間の経費節減効果 7.5億円

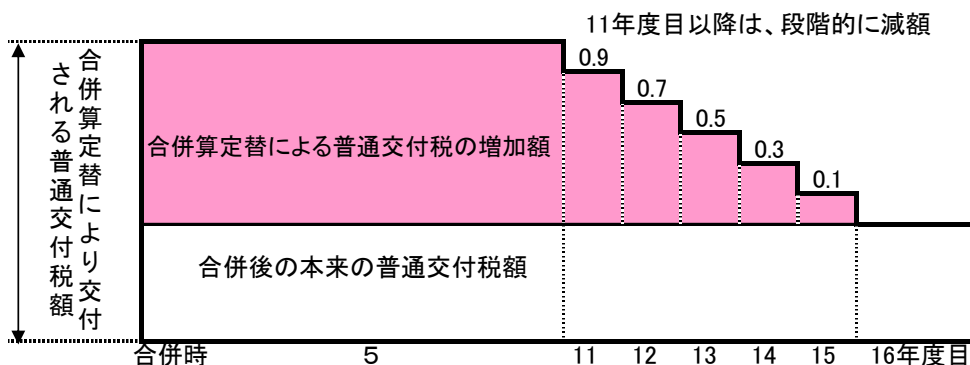
（平成15年度）	
	委員報酬(千円)
深谷市	62,778
岡部町	31,820
川本町	23,042
花園町	16,448
計	134,088

平成15年度地方財政状況調査

1-2 国からの財政支援（詳細）

1 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併年度及びこれに続く 10 年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を保証し、さらにその後の5年度を激変緩和措置として段階的な縮減措置が講じられます。



2 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をもってその財源とすることができます。なお、合併特例債に係る元利償還に要する経費の一部については、普通交付税により措置が行われます。

<対象事業>

- ① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
(例：旧市町村相互間の道路、橋りょう整備、住民が集う運動公園などの整備)
- ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備
ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備)
- ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
(例：類似の目的を有する公共的施設を統合する事業)

<事業費>

標準全体事業費	約418.9億円
起債可能額	約398.0億円 標準全体事業費の95%
普通交付税算入額	起債可能額の元利償還金の70%

3 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興などのために設ける基金に対する積立のうち、特に必要と認める経費については、合併特例債を起すことができます。なお、合併特例債に係る元利償還に要する経費の一部については、普通交付税により措置が行われます。

<対象事業>

- ① 新市の一体感の醸成に資するもの
（例：イベント開催、新市の CI*、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成など）
- ② 旧市町村単位の地域の振興
（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承などに関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策など）

<事業費>

標準基金規模の上限	35.4億円
起債可能額	33.6億円 標準基金規模の上限額の95%
普通交付税算入額	起債可能額の元利償還金の70%

※ CI（シティー・アイデンティティ：City Identity）

アイデンティティとは、日本語で「・・・らしさ」を意味し、「自己同一性（自分らしさ）」「主体性」を表わす言葉です。CIとはシティー（市）民に共有されたそのまち独自の価値や個性であり、ここでは「新市の個性（らしさ）」のことをいいます。

4 普通交付税による財政措置

合併直後に必要となる臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置が行われます。

<対象> 基準財政需要額その他の諸費に合併補正分を新設

- ① 行政の一体化に要する経費
（基本構想の策定・改定、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備など）
- ② 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費
（住民サービス水準の調整など）

<事業費>

普通交付税に上乗せされる12億5,000万円について、平成18年度から平成22年度までの各年度に2億5,000万円が加算されます。

5 特別交付税による財政措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村については、合併年度又はその翌年度から3か年にわたり特別交付税に包括的に措置されます。

<対象>

- ① 合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり
- ② 公共料金の格差是正
- ③ 公債費負担格差是正
- ④ 土地開発公社の経営健全化など

<事業費>

特別交付税に上乗せされる額	約7億1,500万円
交付年度内訳 平成18年度	約3億5,800万円
平成19年度	約2億1,400万円
平成20年度	約1億4,300万円

6 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村において、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものに対し、合併成立年度から3年度を限度として補助金が交付されます。

補助金額 1年度2.5億円×3年度間＝7.5億円

○ 集 計

合併による 10 年間の節減効果の試算集計（仮定）

区 分		節減額
1	常勤特別職の person 費	13.3 億円
2	議員報酬（person 費）	
	①合併特例法を適用しない場合	12.0 億円
	②定数特例を適用した場合	1.9 億円
	③-1 在任特例を適用した場合 （深谷市の person 費で試算）	5.6 億円
	③-2 在任特例を適用した場合 （各市町現行の person 費で試算）	9.6 億円
3	一般職（person 費）	54.5 億円
4	委員等報酬	7.5 億円
計	2 議員報酬 ①の場合	87.3 億円
	②の場合	77.2 億円
	③-1 の場合	80.9 億円
	③-2 の場合	84.9 億円

新市における国からの主な財政支援措置

区 分	支援措置額
普通交付税算定の特例※ （合併算定替）	—
合併特例債（建設事業分）	398.0 億円（10 年間）
合併特例債（基金造成分）	33.6 億円（10 年間）
普通交付税措置（合併補正）	12.5 億円（5 年間）
特別交付税措置	7.2 億円（3 年間）
合併市町村補助金	7.5 億円（3 年間）
計	458.8 億円

※ 合併年度及びこれに続く 10 年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を保証し、さらにその後の 5 年度を激変緩和措置として段階的な縮減措置が講じられます。

2-1 1市3町におけるまちづくりの方向性

1市3町の基本構想においては、まちづくりの方向性として次のように基本理念及び将来都市像が示されています。
なお、表中に「1市3町のキーワード」として全体の取りまとめを行いました。

	深谷市	岡部町	川本町	花園町	1市3町のキーワード
名称	深谷市まちづくり新計画 (深谷市総合振興計画)	第3次岡部町総合振興計画 愛編おかへプラン	第4次川本町総合振興計画	第4次花園町総合振興計画	
策定期日	平成13年3月	平成5年3月	平成14年3月	平成14年3月	
計画期間	平成13年度～平成22年度 (前期基本計画：13～17)	平成5年度～平成22年度 (中期基本計画：12～16)	平成14年度～平成23年度 (前期基本計画：14～18)	平成14年度～平成23年度 (前期基本計画：14～18)	
基本理念	忠恕のこころ・まごころと思いやり ～ユニバーサルデザインの まちづくり～	①自然と共存するまちづくりをめざす ②豊かさを実感できるまちづくりをめ ざす ③人間性があふれるまちづくりをめざす	共につくるまちづくり	協働のまちづくり	・安全、安心、思いやり ・豊かさ、自然 ・参画、協働、共創
将来像	笑顔とまごころに出会えるまち ふかや ～人や環境にやさしく、 だれもが安全に安心して 暮らせるまちづくり～	みどりと活力、そしてふれあいのまち	ひと・まち・自然 共生都市 かわもと	緑と人からいれ合うやさしさのまち	<資源>緑、自然、水 <心の豊かさ> まごころ、ふれあい、やさしさ、 笑顔、出会い <まちのにぎわい> 人、まち、活力 <全体の調和>共生、環境
基本目標 (基本方針)	1 環境にやさしく、住みよい ふかや(生活環境分野) 2 安心して暮らせる いきいき ふかや(保健福祉分野) 3 笑顔はくくむ のびのび ふかや(教育文化分野) 4 多様で個性ある 活力の ふかや(産業分野) 5 便利で快適な にぎわいの ふかや(都市基盤分野) 6 まごころあがる ふれあいの ふかや(コミュニティ・国際分野) 7 計画の推進に向けて	1 未来へ向け限りない挑戦をするま ちづくり 2 みどりと太陽と星空のまちづくり 3 三世代の笑顔の見えるまちづくり 4 若さと歴史と文化のかおるまちづ くり 5 カみなぎる強靱な体力のあるまち づくり 6 みんなが集まりみんなで作るま ちづくり	1 自然と共存できるまちづくり (生活環境の整備) 2 文化をはぐくみ、子どもたちが伸 び伸び育つまちづくり (教育・文化の振興) 3 健康で生きがいと幸せのあるまち づくり(保健・医療・福祉) 4 活力に満ちたまちづくり (産業振興) 5 個性を創造し演出するまちづくり (都市基盤整備) 6 住民主体の開かれたまちづくり	1 心地よく住みよいまち (都市・生活環境の整備) 2 快適に暮らせる安心のまち (生活環境の整備) 3 笑顔でふれ合い支え合うまち (福祉・保健・医療の充実) 4 働く意欲・魅力にあふれるまち (産業の振興) 5 生涯を通じて学びとスポーツ・文 化に出会える生きがいのまち (教育・文化・スポーツの振興) 6 協働と参画・思いやりにあふれる まち(行政・コミュニティの推進)	<共通事項> ・基本目標は、概ね次の6分野で構 成されている。(順不同) ○生活環境分野 ○都市基盤分野 ○産業分野 ○保健・福祉・医療分野 ○教育・文化分野 ○行政・コミュニティ分野 <その他特徴> ・深谷市は、行政・コミュニティ分野を分 割し7分野で構成。

2-2 国・県などにおける新市の位置づけ

1市3町を包括する広域計画としては、全国総合開発計画、埼玉県の長期ビジョン、彩の国5か年計画21、大里広域市町村圏計画などがあげられます。

1 第5次 全国総合開発計画

【21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー】

(国土交通省・平成10年～平成22年ないし平成27年)

全国総合開発計画は、国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画で、地球時代、人口減少・高齢化時代、高度情報化時代の到来など、大きな時代の転換期を迎えるなかで、一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を目指すとともに、多軸型国土軸を補完する地域連携軸の形成を目指しています。

地域整備の基本方向

- 東京都区部と業務核都市などの機能分担と連携を進め、ネットワーク型の地域構造への転換を図る。
- 環境と調和し、豊かな生活と文化を育む良好な居住環境を整備する。
- 国際交流機能等の高次都市機能の充実や先端技術産業等の展開を進め、都市圏としての自立性を高めるとともに、東北、北陸、中部等の各地域と関東地域との間の地域連携軸を形成するためのアクセスゲートとしての役割を果たす。
- 魅力ある多自然居住地域を創造する。

2 第5次 首都圏基本計画（国土交通省・平成11年度～平成27年度）

第5次首都圏基本計画は、過密などに起因する大都市問題の発生や東京中心部への一極依存構造の形成などの課題に広域的に対処し、首都圏に居住し又は首都圏を活躍の場とする多様な主体が生活や活動の質を高めることのできる社会を実現するため、広域的な視野の下に、地域の将来展望を示し、長期的、総合的な視点から地域整備を推進することを目的に策定した計画です。

なお、対象は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県となっています。

首都圏の目標とすべき社会や生活の姿

- ① 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- ② 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- ③ 環境と共生する首都圏の実現
- ④ 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- ⑤ 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

地域別整備構想

本地域は、東京都市圏の近郊地域における熊谷広域連携拠点に位置する。

(熊谷広域連携拠点)

熊谷市を中心とする地域については、業務核都市として、熊谷駅周辺地区、熊谷南部地区等を核に、深谷市等との連携を図りつつ、商業、業務、交流機能の集積とスポーツ・レクリエーション施設の整備を進め、産学住の調和のとれた複合機能の導入と自然と調和した地域の形成を図る。また、新大宮上尾道路の整備推進等広域連携拠点間の連携に資する交通体系の強化に努める。

3 埼玉県長期ビジョン（平成9年～平成22年）

彩の国5か年計画21（平成14年度～平成18年度）

埼玉県では、「環境優先・生活重視」、「埼玉の新しいくづくり」の基本理念のもと、県政運営の長期的指針として長期ビジョンを策定し、その政策プログラムとして、彩の国5か年計画21を策定しています。

このなかで1市3町は、児玉郡市及び大里郡市の他の市町村とともに「北部複合都市圏」として、首都圏への生鮮食料品の供給地、若者に魅力ある定住都市圏の形成、列車の利便の向上など、安心して快適な生活を支える施策の展開が位置づけられています。

4 大里広域市町村圏計画（大里広域市町村圏組合・平成13年度～平成22年度）

大里広域市町村圏計画は、大里広域圏域を構成する熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、寄居町、大里町、江南町、川本町、花園町の2市7町が「自立と連携」の理念のもとに一層協調を深め、21世紀における魅力ある大里広域を創造することを目的に策定した計画です。

圏域の将来像

・圏域づくりの目標

- ① 圏域住民の生活の質を高める。
- ② かけがえのない圏域の資源を次代に継承する。
- ③ 交流人口を誘導し、圏域経済の向上を図る。

・将来像

自然と歴史が織り成す大いなる里＝生活・文化・産業交流圏をめざして

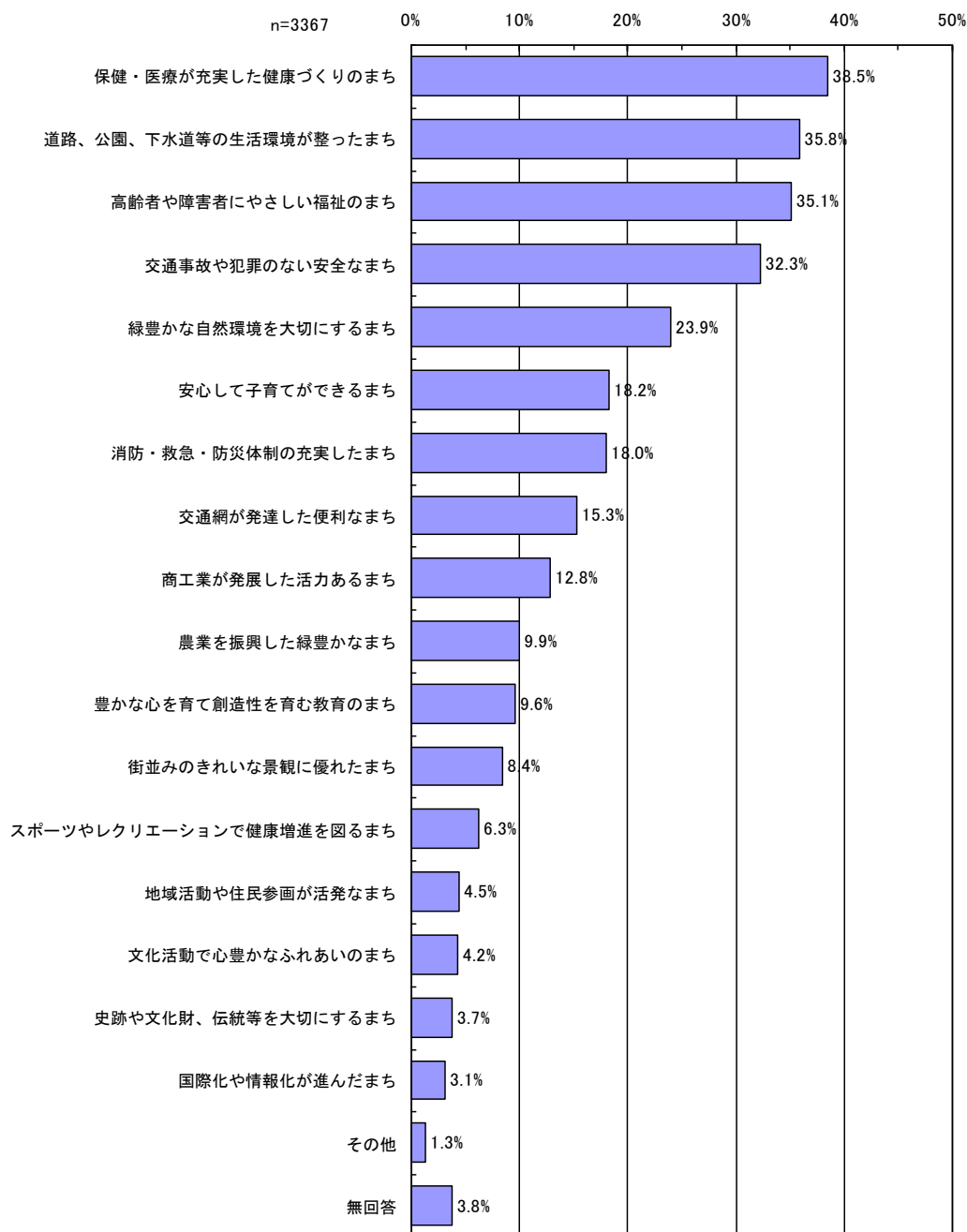
・圏域づくりの基本姿勢

- ① 自立と連携の強化
- ② 自然環境、生活環境、生産環境の調和ある発展
- ③ 参加と協働による圏域づくり

2-3 アンケート結果からみる将来イメージ

合併後のまちづくりに関する住民アンケートによると合併後の将来イメージとしては、「健康づくりのまち」(38.5%)、「高齢者や障害者にやさしい福祉のまち」(35.1%)と健康・福祉を重視したまちづくりへの期待が大きい、「生活環境が整ったまち」(35.8%)などの生活基盤の充実への期待も多くあります。

また、前項の3項目に加え、「交通事故や犯罪のない安全なまち」(32.3%)の4項目が3割を超え、住民がイメージする合併後のまちづくりの主要項目であるといえます。



新市建設計画作成までの経緯

期 日	協 議 内 容 等
平成 16 年 12 月 1 日	合併協議会設置
12 月 12 日	第 1 回合併協議会 ・新市建設計画（案）について 埼玉県との事前協議※に係る計画案の協議
12 月 13 日	埼玉県へ新市建設計画に係る事前協議の申請
平成 17 年 1 月 12 日	第 2 回合併協議会 ・住民説明会の実施について 新市建設計画をはじめとした住民説明会の開催について協議
1 月 20 日	埼玉県から新市建設計画に係る事前協議の回答を受理
1 月 26 日	第 3 回合併協議会 ・新市建設計画（案）について 埼玉県との事前協議の回答を踏まえた内容の修正
1 月 26 日	埼玉県へ新市建設計画に係る本協議※の申請
2 月 3 日	埼玉県から新市建設計画に係る本協議の回答を受理
2 月 17 日	第 4 回合併協議会 ・新市建設計画について 埼玉県との本協議の回答を踏まえ新市建設計画を決定

※埼玉県との協議

新市建設計画については、合併特例法第5条第3項においてあらかじめ都道府県知事に協議し作成することが規定されています。埼玉県においては、同法に基づく協議を円滑に進めるための事前協議を行った後に、本協議を行うこととされています。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員名簿

平成17年2月17日現在

職名	委員区分	職(選出市町名)	氏名	備考
会長		深谷市長	新井家光	
副会長	1号委員 (1市3町の長、 助役、収入役、 教育長)	岡部町長	神尾高善	
		川本町長	小川重雄	
花園町長		柳雅己		
深谷市助役		倉上征四郎		
委員	2号委員 (議会正副議長)	岡部町収入役	柿澤源八	
		川本町助役	馬場一雄	
		花園町助役	福田 仡	
		深谷市議会議長	小島 進	
		岡部町議会議長	平野三夫	
		川本町議会議長	黒沢 要	
		花園町議会議長	新井 恵明 松本 光政	平成16年12月22日議長退任 平成16年12月22日議長就任
	深谷市議会副議長	倉上 由朗		
	岡部町議会副議長	小森 秀夫		
	川本町議会副議長	小嶋 隆		
	花園町議会副議長	内田 健司 市川 誠一	平成16年12月22日副議長退任 平成16年12月22日副議長就任	
	3号委員 (議会議員)	深谷市議会議員	栗原 征雄	
			北本 政夫	
			原口 博	
		岡部町議会議員	柳田 慶治	
			須藤 邦男	
			田嶋 均	
		川本町議会議員	大澤 一孝	
			井上 勇司	
			田島 信吉	
		花園町議会議員	松本 光政	平成16年12月22日議長就任
			新井 恵明	平成16年12月22日議長退任
			松本 政義 酒井 貴久代志	
	4号委員 (学識経験者)	深谷市	飯嶋 悌二	
			清水 肇	
			下妻 僚	
			大谷 富美子	
		岡部町	井上 隆夫	
井上 尚男				
坂田 秋雄				
小暮 功子				
川本町		中村 一夫		
		飯野 実		
		松本 博之		
		田中 富子		
花園町		田島 正五郎		
		宇野 了		
		市川 素二		
埼玉県			沼尻 孝子	
		山本 三郎		

新市建設計画

編集／発行 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

〒366-0822 深谷市仲町8-17

TEL 048-551-3711 FAX 048-551-3710

<http://www.fokh-gappei.jp/>



古紙配合率100%再生紙を使用しています